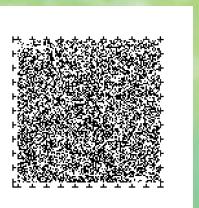


和歌山県子供の貧困対策推進計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

和歌山県



和歌山県子供の貧困対策推進計画の策定に当たって

和歌山県の次代を担う子供たちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長することは、全ての県民の願いです。

県では、平成29年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、全ての子供が健やかに成長することができる環境整備と教育の機会均等を図るとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るための施策について全庁を挙げて推進してきました。

その結果、放課後等に学習支援や体験活動を提供する「子供の居場所」や、食事の提供等を行う場であり、地域交流の拠点でもある「子供食堂」に関する取組が県内各地で広がりを見せるなど、県内の子供の貧困対策は着実に進んできています。

しかしながら、令和3年2月に実施された国の調査によると、長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、特に低所得者層が大きな影響を受けているとの分析結果が報告されており、子供の貧困対策を更に充実させる必要があります。

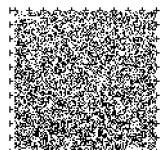
このような状況の中、県では、国の動向も踏まえ、令和4年度からの5年間を計画期間とする新たな計画を策定いたしました。本計画では、これまでの取組に加え、ひとり親家庭の生活の安定を図る「養育費確保支援」や子供食堂の活動を活性化させる「わかやま子供食堂応援ネットワーク」などの施策を実施することとしており、今後も新たな取組を検討し、実行してまいります。

本計画の推進に当たっては、市町村や教育委員会、学校、地域及び民間団体等と連携・協力し、一体となって取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましては、本計画の趣旨を御理解の上、子供の貧困対策の推進について、それぞれの立場から一層の御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提案をいただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

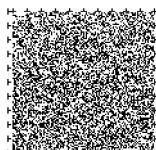
令和4年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸



目 次

第1章 計画の基本姿勢	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本方針	2
4 計画期間	2
第2章 子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題	3
1 子供の貧困率と本県の現状	3
2 生活保護世帯の子供	8
3 社会的養護を受けている子供	10
4 ひとり親家庭の子供	13
5 「和歌山県子供の生活実態調査」の結果	15
6 新型コロナウイルス感染症の影響	19
7 前計画の推進状況	21
第3章 子供の貧困に関する施策の基本的方向と指標	22
1 施策の基本的方向	22
2 本県における子供の貧困に関する指標	23
第4章 課題解決に向けた具体的な施策	27
1 教育の支援	27
2 生活の安定に資するための支援	40
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	55
4 経済的支援	60
第5章 子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策	65
1 県独自施策	65
2 新型コロナウイルス感染症関連施策	67
第6章 計画の推進と今後の取組	68
1 計画の推進体制	68
2 計画の進行管理	69
3 県内市町村との連携	69
4 関係団体等との連携	69
5 今後の取組	69



第1章 計画の基本姿勢

1 計画の趣旨

子供¹の貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号。以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、その後、令和元年6月に法改正が行われました(同年9月に施行)。改正後の法律では、目的として、子供の貧困対策は、子供の「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進すること等が明記されました。

本県においては、平成29年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画(以下「県計画」という。)」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進しているところですが、全ての子供が心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、国の動向や子供を取り巻く状況などを踏まえ、県計画を改定します。

法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

県計画は法第9条において定められる「都道府県計画」として位置づけています。県計画改定にあたっては、法第8条で定められる「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年1月29日閣議決定。以下「大綱」という。)を勘案するものとします。

法(抄)

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

※同条第二項から第六項までを省略する。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

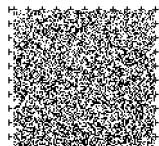
※同条第二項を省略する。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1 「子供」「子ども」「こども」の表記：県計画では以下により表記することとします。

1. 一般的に使用する場合、原則「子供」と表記

2. 「子ども・子育て支援法」や「認定こども園」など、法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記



3 計画の基本方針

子供の貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進することが重要です。

県計画では、子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題を踏まえ、子供に視点を置いた切れ目のない施策を総合的に推進します。

施策の体系化にあたっては、大綱で定める重点施策に沿って、本県で実施する子供の貧困に視点を置いた具体的な施策を、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に分類します。

また、県としての指標を設定し、施策の効果等を検証し、必要に応じて施策を見直していくものとします。

法(抄)

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

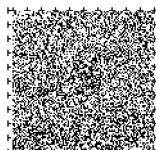
4 計画期間

法及び大綱の見直し時期等に鑑み、県計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

法 附則(抄)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



第2章 子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題

生活保護世帯の子供、ひとり親世帯の子供、児童養護施設に入所している子供等を中心に、本県のデータを用いながら子供の貧困に係る現状を把握し、課題を整理します。

1 子供の貧困率と和歌山県の現状

(1) 子供の貧困率について

大綱では子供の貧困を示す指標の1つとして、国民生活基礎調査における「相対的貧困率」を用いています。相対的貧困率とは、一定基準（貧困線²）を下回る等価可処分所得³しか得ていない者の割合をいいます。子供の貧困率とは、子供全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子供の割合をいいます。

貧困線は、平成15年以降、130万円程度で推移しています。子供の貧困率は平成24年をピークに下降し、平成30年には13.5%（新基準では14.0%）となったものの、依然として子供の7人に1人という高い水準になっています。

貧困率の推移（全国）

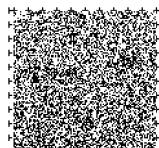
	平成9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年	30年	新基準※
子供の貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

※平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

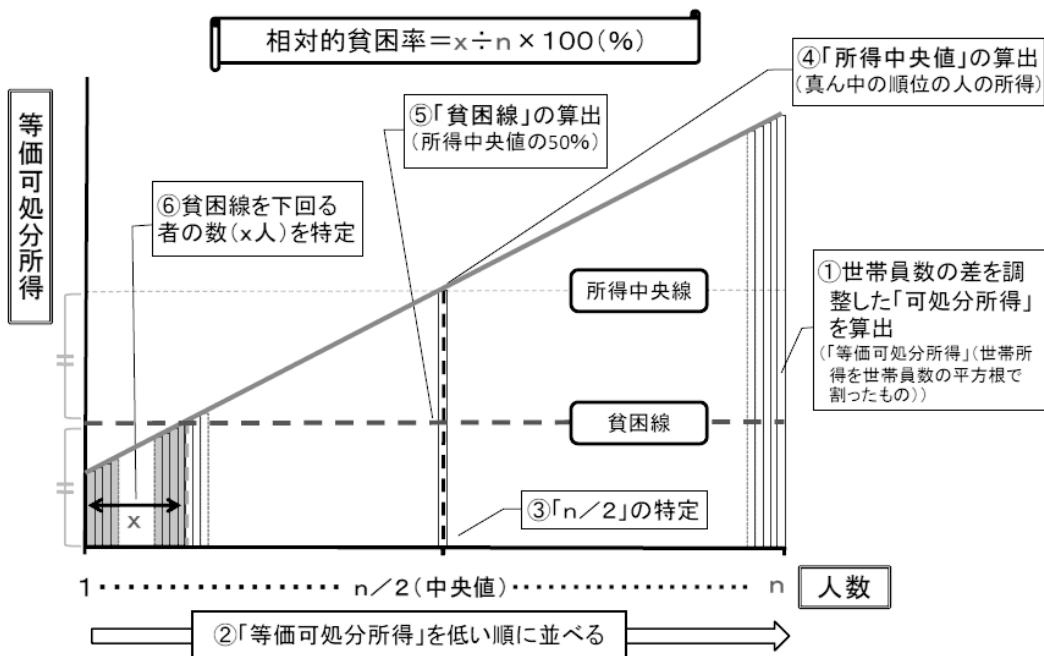
² 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。

³ 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

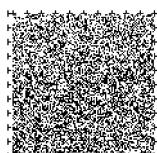
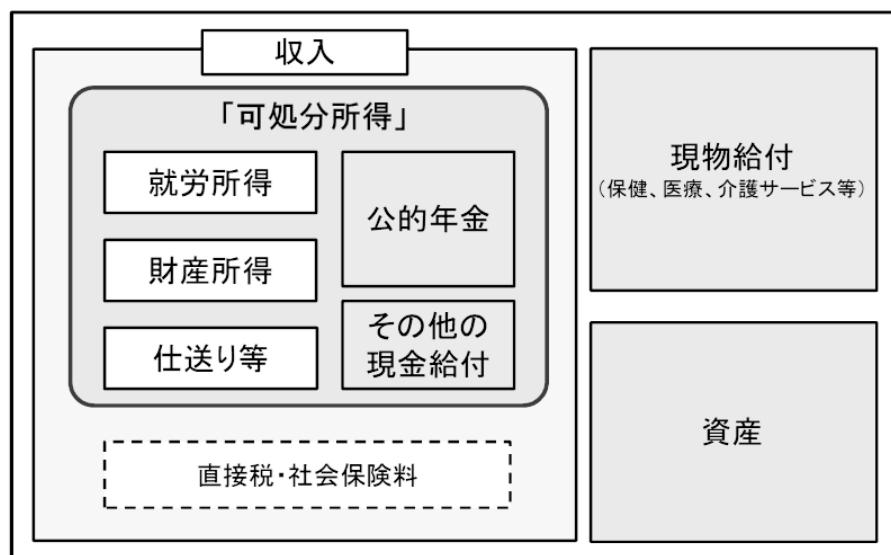


【参考】相対的貧困率とは ※厚生労働省ホームページより引用

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。※「資産」の多寡については考慮していない。



(2) 和歌山県内の子供の数⁴

国勢調査の0～17歳の人口の推移から少子化が進んでいることが読み取れます。

和歌山県内の子供の数（人）

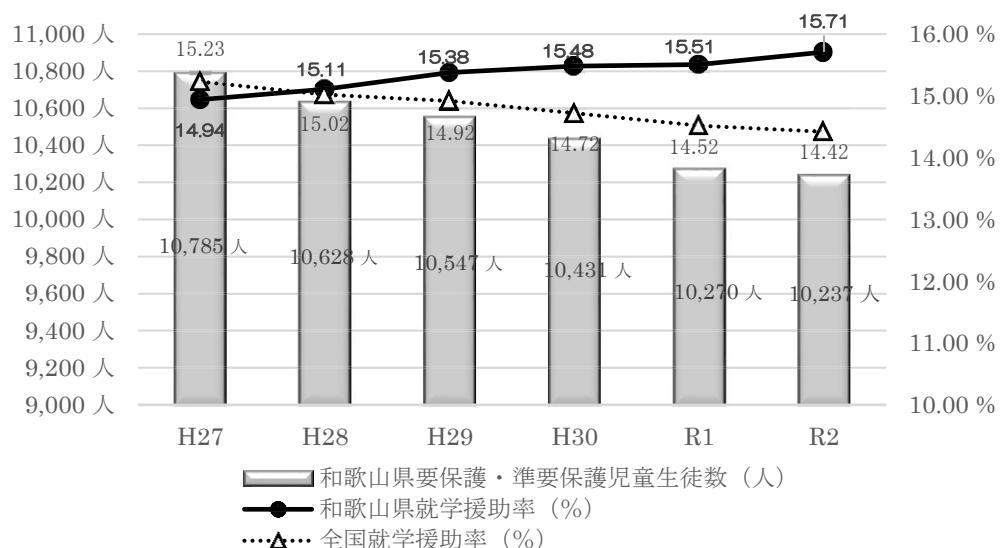
	平成7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
0～17歳人口	218,227	199,028	176,541	158,325	145,637	130,338
総人口	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579	922,584

和歌山県内の世帯数（世帯）

	平成7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
0～17歳の子供のいる世帯数	120,377	111,332	100,801	91,014	84,056	74,991
全世帯数（一般世帯）	365,384	379,753	383,214	392,842	391,465	393,489

(3) 和歌山県内の要保護・準要保護児童生徒数と就学援助を受けた児童生徒数の推移

就学援助は、経済的な理由により子供を小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助する制度です。要保護・準要保護児童生徒⁵数が減少しているにもかかわらず、県内で就学援助⁶を受けている児童生徒の割合は増加しています。このことから、経済的に困難な児童生徒の割合は増加していると考えられます。

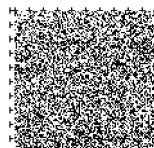


出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

⁴ 本計画で子供とは、児童福祉法で規定される児童（満十八歳に満たない者）とし、教育分野での記述については学校教育法の規定により、小学校に通学する者を「児童」、中学生・高校生を「生徒」、大学生を「学生」と表記しています。

⁵ 要保護・準要保護児童生徒：保護者が生活保護法に規定する要保護者である場合、その児童生徒を「要保護児童生徒」、保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合、その児童生徒を「準要保護児童生徒」という。

⁶ 就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの。



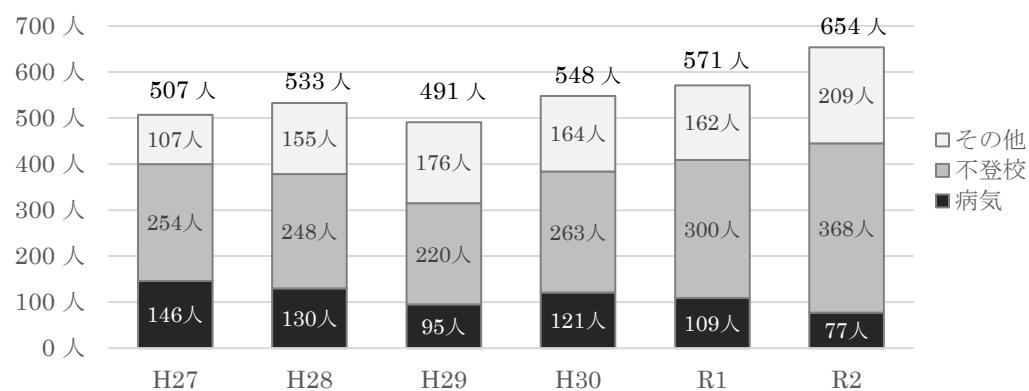
(4) 和歌山県内の長期欠席児童・生徒数、高校中退者数

本県での長期欠席児童・生徒数は、小学校は500人程度、中学校は1,100人程度で推移していますが、近年増加傾向にあります。また、高等学校の中退者数は年間400人程度で推移しています。

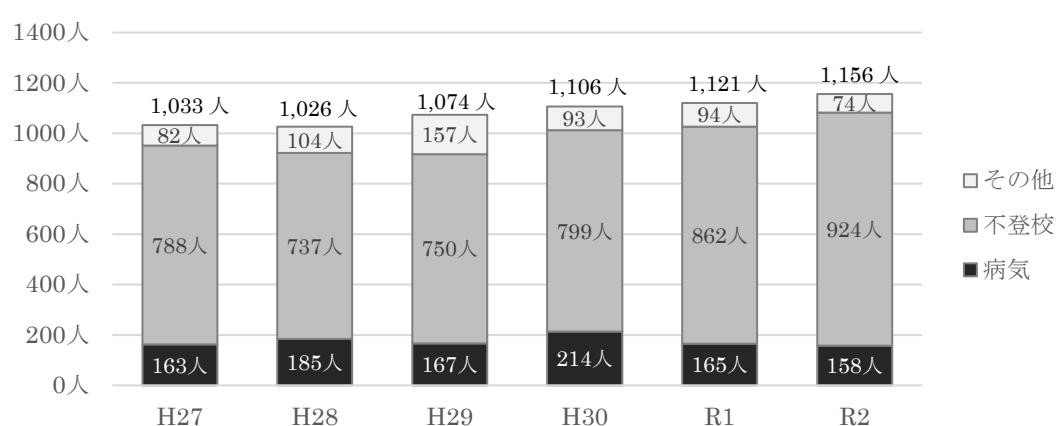
理由別長期欠席児童・生徒数の推移（本県）

出典：学校基本調査（文部科学省）

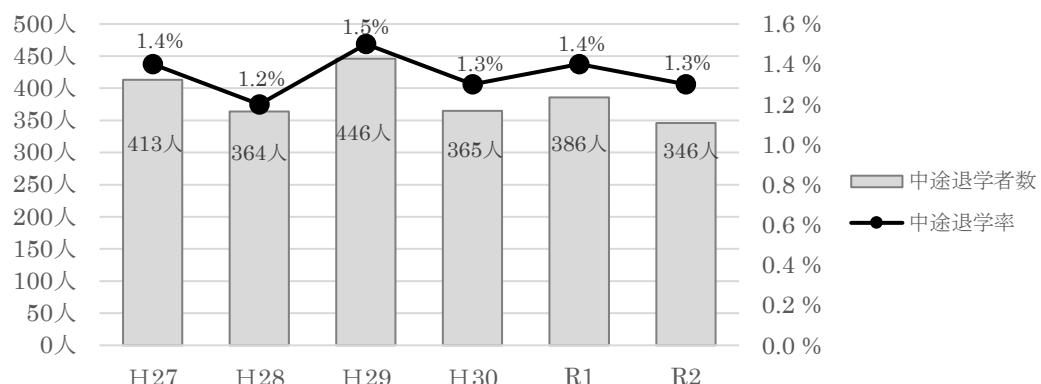
●小学校



●中学校

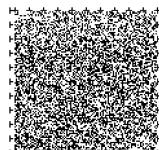


県内の高等学校中退学者数推移



出典：H26～H27 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

H28 以降 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）



(5) 和歌山県内全世帯の進学率等について

県全体での進学率等の状況について見てみると、中学生の高等学校等進学率は99%以上に達しており、就職率は1%にも満たない状況です。高校生の大学等進学率は50%前後、就職率は21~23%でそれぞれ推移しています。

中学校の進学者数・就職者数・進学率・就職率の推移

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
中学校卒業者総数	9,490 人	9,283 人	8,744 人	8,537 人	8,057 人
高等学校等進学者数	9,411 人	9,191 人	8,684 人	8,473 人	7,997 人
高等学校等進学率 (全国高等学校等進学率)	99.2% (98.7%)	99.0% (98.8%)	99.3% (98.8%)	99.3% (98.8%)	99.3% (98.8%)
就職者数(人)	21 人	20 人	13 人	13 人	22 人
就職率 (全国就職率)	0.2% (0.3%)	0.2% (0.3%)	0.1% (0.2%)	0.2% (0.2%)	0.3% (0.2%)

※「高等学校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

高等学校の進学者数・就職者数・進学率・就職率の推移

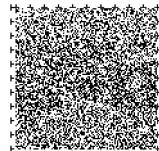
卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
高等学校等卒業者数	8,904 人	8,986 人	8,793 人	8,715 人	8,482 人
大学等進学者数…①	4,410 人	4,388 人	4,201 人	4,232 人	4,368 人
大学等進学率 (全国・大学等進学率)	49.5% (54.7%)	48.8% (54.7%)	47.8% (54.7%)	48.6% (54.7%)	51.5% (55.8%)
専修学校等進学者数…②	2,060 人	2,034 人	2,071 人	2,001 人	1,866 人
専修学校等進学率 (全国・専修学校等進学率)	23.1% (21.7%)	22.6% (21.5%)	23.6% (21.4%)	23.0% (21.4%)	22.0% (21.2%)
進学者数(①+②)	6,470 人	6,422 人	6,272 人	6,233 人	6,234 人
同進学率 (全国・同進学率)	72.7% (76.4%)	71.5% (76.2%)	71.3% (76.1%)	71.5% (76.1%)	73.5% (77.0%)
就職者数	1,930 人	2,050 人	2,033 人	1,973 人	1,870 人
就職率 (全国・就職率)	21.7% (17.9%)	22.8% (17.8%)	23.1% (17.6%)	22.6% (17.7%)	22.0% (17.4%)

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校専門課程及び一般課程、各種学校

※「就職率」は、卒業者のうち、平成30年度までは「就職者」+「進学者のうち就職している者」の占める比率、令和元年度は「就職者（自営業主等+常用労働者（無期雇用）+常用労働者（有期雇用のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者））」+「進学者のうち就職している者」の占める比率

出典：2表ともに学校基本調査（文部科学省）



2 生活保護世帯の子供

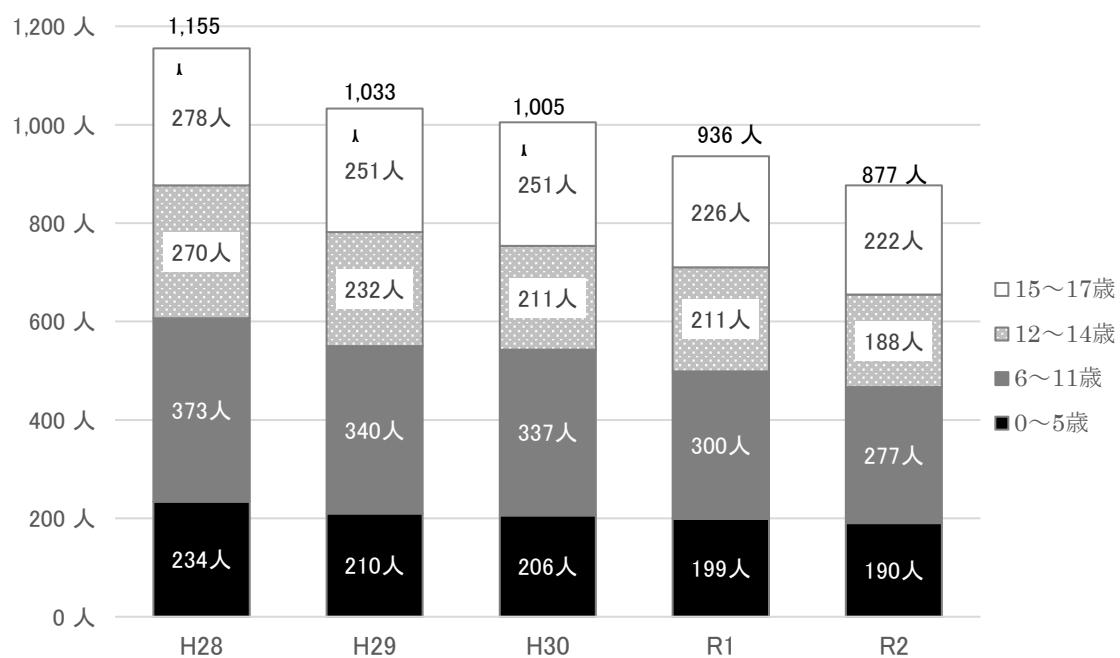
(1) 和歌山県内における生活保護世帯の子供数の推移

生活保護を受給している実人員及び子供の数は減少傾向にあります。

和歌山県 被保護人員数の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
保護率	和歌山県	1.61%	1.62%	1.62%	1.61%	1.59%
	(参考)全国	1.69%	1.68%	1.66%	1.64%	1.63%
実人員(県)		15,478 人	15,415 人	15,296 人	14,993 人	14,727 人

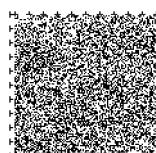
和歌山県 0～17歳の被保護人員数の推移



(2) 和歌山県内における生活保護世帯の子供の進学率

生活保護世帯の子供の場合、高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比較するといずれも低く、特に大学等進学率は全国平均と比較して大きく下回っています。一方で、高等学校等卒業後の就職率は、全国平均と比較して高い割合となっています。

また、高等学校等中退率について、生活保護世帯は県全体と比較すると高い割合となっています。



生活保護世帯の子供の進学率、就職率、高等学校中退率

●中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成 29 年度卒業	99.3%	96.0%	98.8%	93.7%
平成 30 年度卒業	99.3%	93.2%	98.8%	94.0%
令和元年度卒業	99.3%	95.3%	98.8%	93.7%

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成 29 年度卒業	0.1%	2.0%	0.2%	1.5%
平成 30 年度卒業	0.2%	4.1%	0.2%	1.4%
令和元年度卒業	0.3%	0.0%	0.2%	1.0%

高等学校等中退率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成 29 年度	1.5%	2.8%	1.3%	4.1%
平成 30 年度	1.3%	4.4%	1.4%	4.3%
令和元年度	1.4%	2.0%	1.3%	4.1%

※高等学校等とは、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校
又は専修学校等をいう。なお、高等学校等中退率は、専修学校等を含まない。

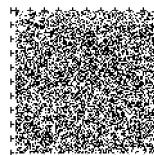
●高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成 29 年度卒業	71.3%	32.1%	76.1%	36.0%
大学・短期大学	47.8%	7.1%	54.7%	19.9%
専修学校等	23.6%	25.0%	21.4%	16.1%
平成 30 年度卒業	71.5%	28.6%	76.1%	36.1%
大学・短期大学	48.6%	8.9%	54.7%	19.5%
専修学校等	23.0%	19.6%	21.4%	16.7%
令和元年度卒業	73.5%	23.9%	77.0%	37.3%
大学・短期大学	51.5%	10.9%	55.8%	21.0%
専修学校等	22.0%	13.0%	21.2%	16.2%

※専修学校等とは、専修学校及び各種学校をいう。

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成 29 年度卒業	23.1%	64.3%	17.6%	46.6%
平成 30 年度卒業	22.6%	53.6%	17.7%	47.2%
令和元年度卒業	22.0%	56.5%	17.4%	43.6%

(出典:文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)



3 社会的養護を受けている子供

(1) 和歌山県内における社会的養護を受けている子供数の推移

児童養護施設や乳児院への措置、里親に委託されているなど社会的養護を受けている子供の数は、450人前後で推移していましたが、令和2年3月以降、400人前後に減少してきています。

児童養護施設等・里親在籍者数

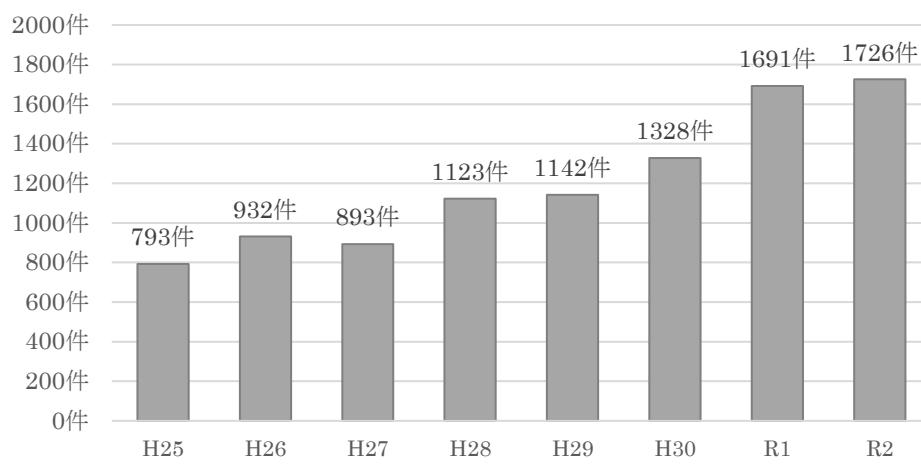
(3月初日在籍者数 単位:人)

	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3
児童養護施設	313人	299人	313人	286人	274人	254人
乳児院	31人	31人	26人	33人	30人	28人
児童心理治療施設 (旧情緒障害児短期治療施設)	27人	28人	27人	21人	21人	24人
児童自立支援施設	12人	18人	18人	14人	10人	7人
児童自立援助ホーム	7人	4人	7人	7人	10人	15人
里親	59人	57人	51人	54人	44人	46人
ファミリーホーム	9人	20人	25人	24人	19人	24人
計	458人	457人	467人	439人	408人	398人

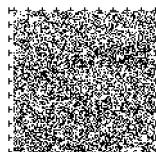
出典:入所児童初日現在児童数報告(県子ども未来課)

(2) 和歌山県内の児童虐待相談受理・対応件数

児童虐待に関する相談受理・対応件数は、平成25年度～27年度は800～900件程度でしたが平成31(令和元)年度～令和2年度は1700件程度となっており、近年、著しく増加しています。



出典:福祉行政報告例(厚生労働省)



(3) 和歌山県内における社会的養護を受けている子供の進学率等

県内の児童養護施設に入所する子供の中学校卒業後の高校等進学率はほぼ100%であり、全国値を上回っています。

しかし、大学等進学率を見てみると20%以下で推移しており、全国値と比較し低い傾向にあります。また、全世帯の大学等進学率は50%前後であり、大きくかけ離れている状況といえます。

児童養護施設の子供における中学校卒業後進学率の推移

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
県内高等学校等進学率	100.0%	95.7%	100.0%	100.0%	100.0%
全国高等学校等進学率	96.0%	96.3%	94.1%	94.3%	94.9%
県内全世帯 高等学校等進学率	99.2%	99.0%	99.3%	99.3%	99.3%

※「高等学校等」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科および高等専門学校

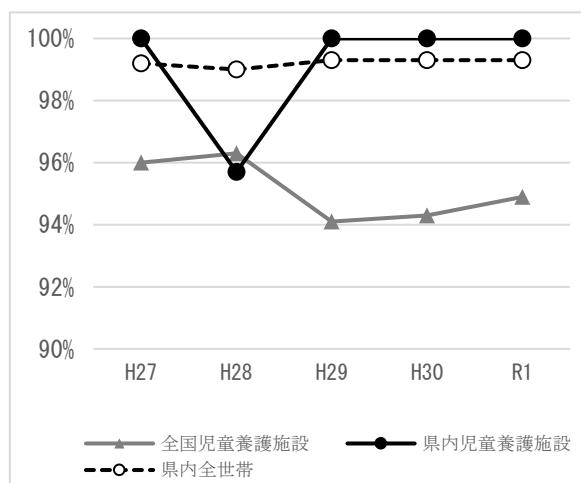
児童養護施設の子供における高等学校卒業後進学率の推移

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
県内 大学等進学率	0.0%	11.1%	0.0%	20.0%	12.5%
全国 大学等進学率	12.4%	14.2%	16.1%	14.0%	17.8%
県内全世帯 大学等進学率	49.5%	48.8%	47.8%	48.6%	51.5%
県内 専修学校等進学率	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	6.3%
全国 専修学校等進学率	11.6%	12.9%	14.8%	14.3%	15.3%
県内全世帯 専修学校等進学率	23.1%	22.6%	23.6%	23.0%	22.0%
県内 大学等+専修学校等進学率	0.0%	11.1%	8.3%	20.0%	18.8%
全国 同進学率	24.0%	27.1%	30.9%	28.3%	33.1%
県内全世帯 同進学率	72.7%	71.5%	71.3%	71.5%	73.5%

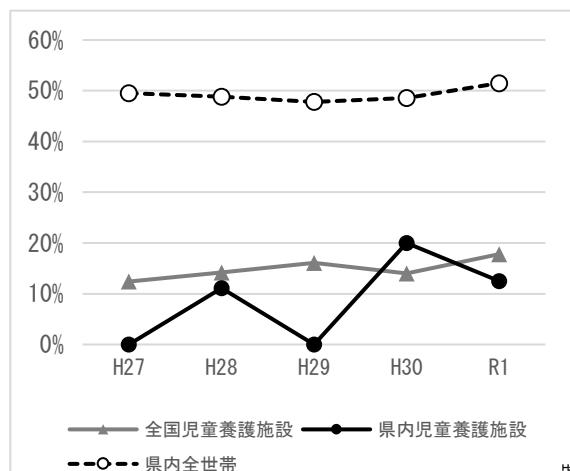
※「大学等」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科

※「専修学校等」とは、専修学校及び各種学校

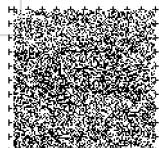
高等学校等進学率



大学等進学率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、学校基本調査（文部科学省）

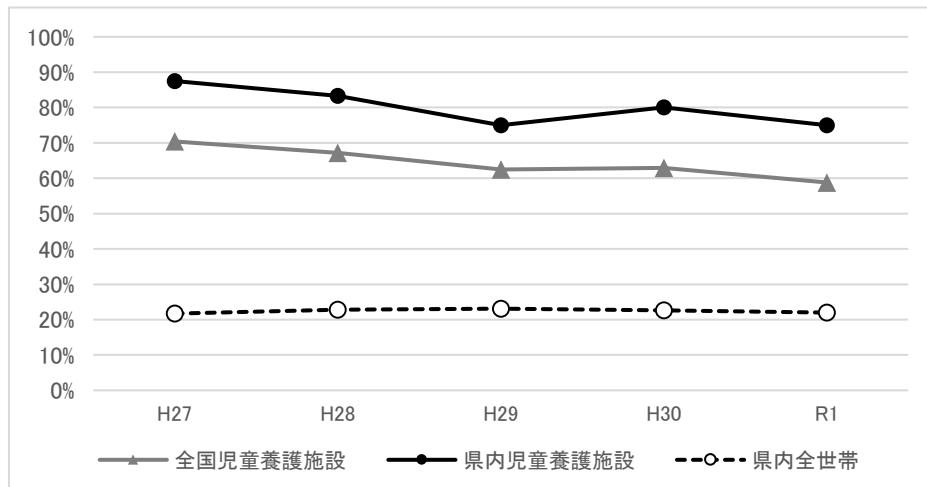


一方、就職率については、県内の児童養護施設入所者の高校卒業後の就職率は70～80%台で推移しており、全世帯が20%台の就職率であるのに対し高くなっています。また、この数値は全国値と比較しても若干高くなっています。

児童養護施設の子供における高等学校卒業後就職率の推移

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
県内 高等学校卒業後の就職率	87.5%	83.3%	75.0%	80.0%	75.0%
全国 同就職率	70.4%	67.2%	62.5%	62.9%	58.8%
県内全世帯 同就職率	21.7%	22.8%	23.1%	22.6%	22.0%

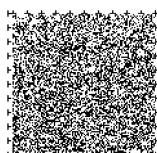
高等学校卒業後の就職率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）

学校基本調査（文部科学省）

以上のことから、県内の社会的養護を受けている子供たちの進学の状況については、概ね全国と同様の傾向が伺えます。しかし全世帯との比較では、高等学校等進学率についてはあまり差が見られないものの、大学等進学率は大幅に低い傾向にあります。

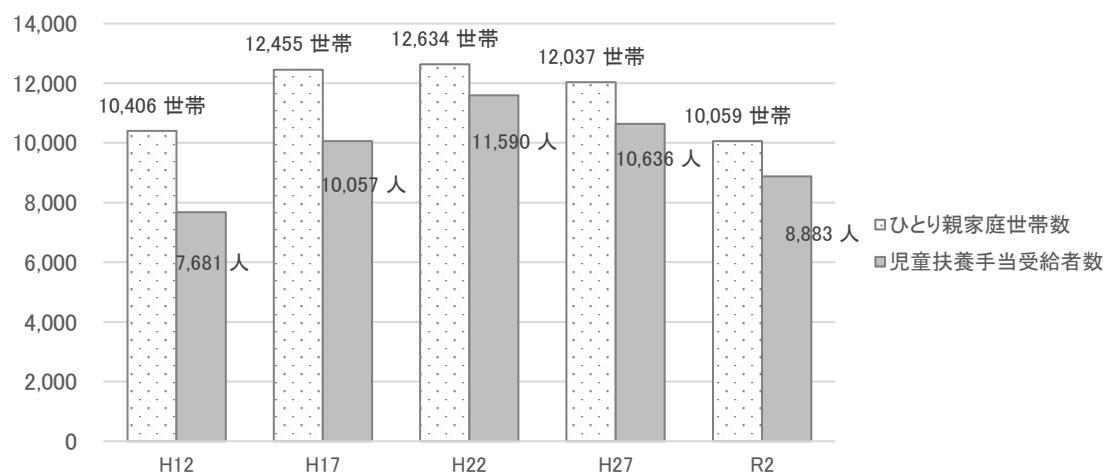


4 ひとり親家庭の子供

(1) 和歌山県内におけるひとり親家庭世帯数の推移

5年毎に行われる国勢調査によると、和歌山県のひとり親家庭の世帯数は、平成22年度をピークに下降傾向にあります。また、同様に、ひとり親家庭世帯のうち一定所得以下の方に支給される児童扶養手当の受給者数においても、平成27年度から減少傾向に転じています。

ひとり親家庭世帯数と児童扶養手当受給者数（和歌山県）



出典：ひとり親家庭世帯数＝国勢調査（総務省）

児童扶養手当受給者数＝福祉行政報告例（厚生労働省）※各年度末時点の受給者数

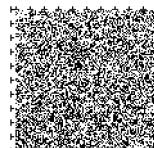
(2) ひとり親家庭世帯の経済状況

ひとり親家庭世帯の経済状況については、母子世帯において非常に厳しい状況にあるという調査結果が出ています。母子世帯の平均所得は、全世帯の平均所得の約55%、子供のいる世帯の約40%に過ぎず、非常に大きな差が出ています。

世帯別平均所得額（全国）

	全世帯	うち子供のいる世帯	うち母子世帯
稼働所得	410.3万円	686.8万円	231.1万円
公的年金・恩給	105.5万円	25.6万円	10.4万円
財産所得	15.8万円	8.1万円	17.6万円
年金以外の社会保障給付金	6.2万円	18.5万円	37.3万円
仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得	14.5万円	6.9万円	9.6万円
総所得	552.3万円	745.9万円	306.0万円

出典：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）



(3) ひとり親家庭世帯の子供の進学率

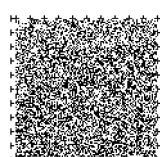
ひとり親家庭世帯の子供の進学率については、平成23年調査と比較して平成28年調査では進学率が高くなっていますが、一般世帯と比較すると進学率が低い傾向にあり、特に大学・短期大学への進学率においてそれが顕著に出ています。

全国におけるひとり親世帯と全世帯との進学率等比較表

	ひとり親世帯		全世帯
	H23 調査	H28 調査	直近値 (令和元年度卒業生)
中学校卒業後の進路			
進学(高等学校等)	93.9%	96.3%	98.8%
高等学校卒業後の進路			
進学(大学等)	41.6%	58.5%	72.9%
(うち、大学・短期大学への進学)	(23.9%)	(41.9%)	(52.0%)
(うち、専修学校等への進学)	(17.8%)	(16.7%)	(20.9%)

出典：ひとり親世帯：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（厚生労働省）

全世帯：学校基本調査（文部科学省）



5 「和歌山県子供の生活実態調査」の結果

(1) 調査の概要

県では、平成30年度、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、県計画に基づき取り組む各施策や支援制度の検証を行い、本県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的として下記により実態調査を実施しました。

●子供・保護者に対する調査

調査対象者 > 県内の小学5年生（7,705人）、中学2年生（7,847人）

及びその保護者に対する全数調査

調査内容 > 子供調査：学習の状況、生活習慣、健康状態 等

保護者調査：子供と過ごす時間・方法、家計・収入・就業の状況、
支援制度の利用状況 等

調査方法 > アンケート方式、学校での配付・郵送による回収

回収率 > 小学5年生 49% 中学2年生 41%

●支援機関従事者に対する調査

調査対象者 > 学校の教員、児童館・隣保館職員、主任児童委員、スクールカウンセラー等（2,522人）

調査内容 > 相談事例における貧困の状況、支援者側からの貧困の認識 等

調査方法 > アンケート方式、各機関への郵送配付・回収

回収率 > 71%

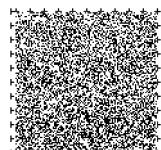
(2) 分析方法

①所得による分類 > 世帯の年間手取り収入と世帯人員を集計し、3つの所得段階に分類

※割合は小数第二位を四捨五入		
世帯数と分布 等価可処分所得	世帯数	割合(%)
所得段階 I 238万円(中央値)以上	3,264	51.3
所得段階 II 119万円～238万円未満	2,367	37.2
所得段階 III 119万円(中央値×1/2)未満	736	11.6
合計	6,367	(100.0)

本調査における子供の貧困率 11.6%
参考：平成30年国民生活基礎調査の子供の
貧困率 13.5%（全国値：旧基準）
※国民生活基礎調査と本調査とは調査対象者や
調査方法が異なるため、子供の貧困率の単純
比較はできません。

②生活水準による分類 > 本調査で「経済的困難世帯」を設定 > 子供の生活の質そのものを測る視点



以下①～③のうち1つでも該当する場合を「経済的困難世帯」と定義

- ①過去1年間に経済的な理由で、食料、衣類が買えなかった経験
 ②過去1年間に経済的な理由で、公共料金、家賃等の支払いができなかった経験
 ③年齢に合った本、スポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所、電化製品、お風呂、ベッドor布団、急な出費のための貯金（5万円以上）のうち、ないものがある

	世帯数	割合(%)
経済的困難世帯	1,168	17.4
非困難世帯	5,548	82.6
合計	6,716	(100.0)

上記①②の分類による分析

各調査項目において「所得段階Ⅰ～Ⅲ」「経済的困難世帯」「全体」を比較し、子供の生活実態等を把握

（3）主な調査結果

子供の教育環境

- 経済的に厳しい世帯ほど、学校の授業がいつもわかると回答した子供の割合が低い。

学校の授業がわかるかどうかについての自己評価をみると、いずれの学年も所得段階が低いほど「いつもわかる」と回答した割合が低い傾向があります。

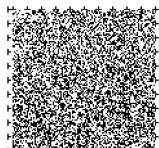
学校の授業がいつもわかると回答した子供の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	40.5%	47.5%	33.6%	32.7%	31.0%
中学2年生	25.6%	28.9%	23.4%	16.4%	17.5%

- 経済的に厳しい世帯の子供ほど、世帯の経済状況により進学をあきらめたり、進学のイメージを持つことができていない。

子供が望む最終学歴と、保護者が子供に望む最終学歴は所得段階に応じて相関関係があり、例えば所得段階Ⅲで「将来、大学（またはそれ以上）まで進学したいと回答した子供の割合」が小学5年生、中学2年生ともに約20%であり、「将来、自分の子供に大学（またはそれ以上）まで進学させたいと回答した保護者の割合」も20%台となっている。

また、「保護者が子供に望む進学希望の理由」で「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した保護者の割合は、経済的に厳しい世帯ほど高くなっている。所得段階Ⅲあるいは経済的困難世帯で約70%が自身の子供に大学進学を望んでいない。



将来、大学(またはそれ以上)まで進学したいと回答した子供の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	33.0%	42.3%	26.3%	19.6%	19.7%
中学2年生	42.2%	53.5%	34.5%	20.5%	26.4%

将来、自分の子供に大学(またはそれ以上)まで進学させたいと回答した保護者の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	51.0%	66.9%	40.3%	26.3%	30.0%
中学2年生	51.0%	67.0%	39.2%	23.3%	29.3%

「保護者が子供に望む進学希望の理由」で「家庭の経済的状況から考えて」と回答した保護者の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	4.5%	1.7%	6.4%	11.2%	13.5%
中学2年生	5.3%	1.9%	6.4%	18.6%	17.2%

子供の社会性

●家族以外の大人と積極的に関わっている子供ほど自尊感情が高い。

例えば、小学5年生では大人との関わり「高」の場合、所得段階Ⅲの方が所得段階Ⅱより自尊感情得点「高」の割合が高くなっています。中学2年生では大人との関わり「低」の場合、所得段階Ⅱの方が所得段階Ⅰより自尊感情得点「高」の割合が高くなっています。所得段階においてあまり差は見られません。

家族以外の大人とのつながり別にみた自尊感情が高い子供の割合

	大人との 関わり	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	高	53.3%	58.5%	48.9%	50.0%	46.6%
	低	36.1%	37.3%	34.5%	32.4%	30.8%
中学2年生	高	38.2%	41.1%	36.0%	29.3%	33.9%
	低	17.7%	17.9%	19.9%	10.4%	11.6%

●保護者の精神状態が良好である場合は子供の自尊感情が高い割合が高い。

小学5年生では所得段階が低いほど、自尊感情が低い傾向があるが、中学2年生では所得との顕著な相関が見られない。どの所得段階においても、保護者の精神的健康状態が高ければ、子供の自尊感情得点高の割合が高い傾向がある。

保護者の精神的な健康状態別にみた自尊感情が高い子供の割合

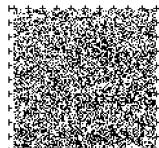
	精神的健康 状態	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	高	50.8%	55.4%	47.4%	41.7%	40.8%
	低	39.5%	42.2%	38.9%	34.2%	34.4%
中学2年生	高	35.1%	35.7%	33.2%	33.0%	37.7%
	低	27.6%	31.7%	22.4%	26.3%	24.6%

子供の生活習慣

●経済的に厳しい世帯ほど、子供、保護者共に「健康状態がよい」と回答する割合が低い。

学年に関わらず、子供と保護者自身の健康状態いずれも、所得段階Ⅲ、経済的困難世帯では他の所得区分より10%程度「健康状態がよい」と回答した割合が低く、健康格差が生じていることがうかがえる。

子供の健康状態について、「よい」と回答した保護者の割合



	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	75.2%	77.1%	76.5%	67.3%	64.6%
中学2年生	70.7%	73.6%	71.0%	62.2%	61.8%

保護者自身の健康状態について、「よい」と回答した保護者の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	56.8%	59.6%	57.1%	47.7%	42.9%
中学2年生	53.1%	55.5%	54.5%	43.3%	39.9%

●経済的に厳しい世帯ほど、普段朝食を食べないことがある子供の割合が高い。

学年に関わらず、所得段階Ⅰと所得段階Ⅲで朝ごはんをいつも食べると回答した子供の割合は、所得段階Ⅰの方が10%程度高くなっている。

朝ごはんをいつも食べると回答した子供の割合

	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	90.0%	93.5%	87.4%	82.2%	81.8%
中学2年生	87.0%	88.4%	87.2%	78.4%	79.1%

保護者の状況

●経済的に厳しい世帯の保護者ほど、精神的健康状態が良くない。

所得段階Ⅲと経済的困難世帯で精神的健康状態高の割合が低く、また精神的健康状態低の割合が高くなっている。これは、生活に経済的、時間的な余裕がないことや不安定な雇用形態で就労していること等に起因していると予想される。

精神的健康状態別にみた保護者の割合

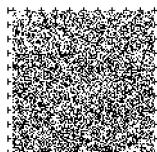
	精神的健康状態	全体	所得段階Ⅰ	所得段階Ⅱ	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	高	36.6%	39.8%	35.2%	29.6%	21.3%
	低	29.0%	25.4%	30.9%	39.2%	47.2%
中学2年生	高	36.4%	38.9%	36.8%	26.6%	22.2%
	低	29.8%	27.6%	30.3%	38.9%	47.3%

●保護者の最終学歴は、保護者が子供に望む最終学歴に強く関連している。

大学・大学院に進学した保護者は、約8割が子供にも大学・大学院への進学を希望している。

保護者の学歴別にみた子供に望む最終学歴が大学・大学院の割合

	全体	中学・高校	専門学校	短大・高専	大学・大学院
小学5年生	50.7%	32.6%	45.4%	58.3%	79.7%
中学2年生	50.9%	31.1%	48.0%	65.7%	83.8%



6 新型コロナウイルス感染症の影響

国が令和3年2月から3月にかけて実施した「令和2年度 子供の生活状況調査」では、新型コロナウイルスの影響として、収入が低い世帯やひとり親世帯への影響が大きいという結果が出ています。

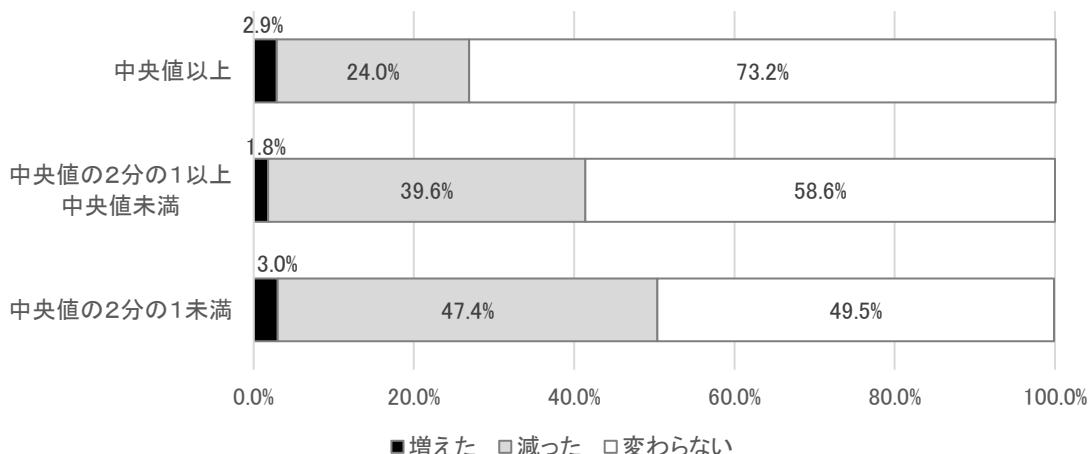
以下に「世帯全体の収入の変化」、「学校の授業が分からぬこと」の調査結果を示しますが、これら以外にも心理面、生活面への影響が調査結果に表れています。

子供の貧困対策の推進に当たっては、当面、このような点に留意しつつ取り組んでいく必要があります。

(1) 世帯全体の収入の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大による「世帯全体の収入の変化」について「減った」と回答した割合は、収入の水準が低い世帯（中央値の2分の1未満）で47.4%と高くなっています。

世帯全体の収入の変化（全国）



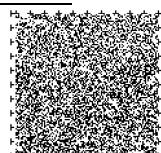
※中央値以上＝等価世帯収入⁷が中央値以上の世帯

中央値の2分の1以上中央値未満＝等価世帯収入が中央値の2分の1以上中央値未満の世帯

中央値の2分の1未満＝等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯

出典：令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

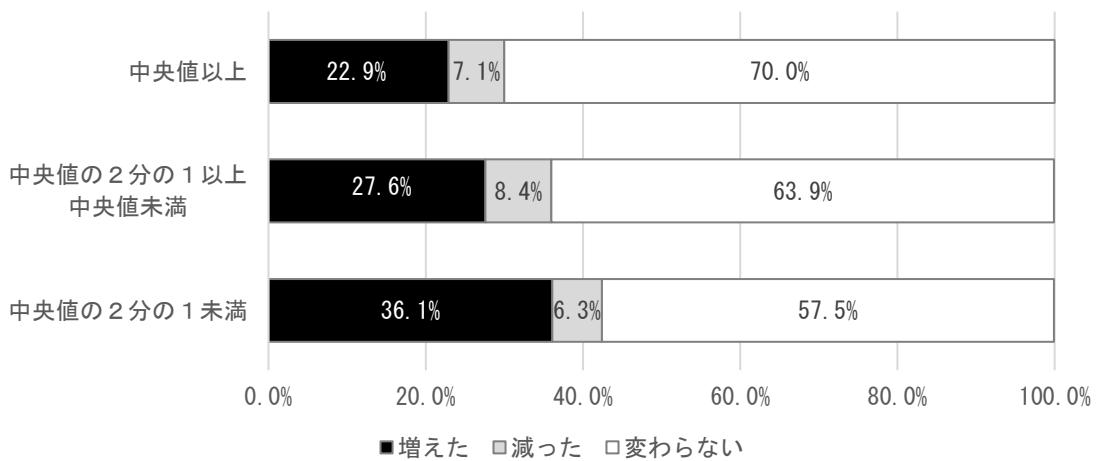
⁷ 等価世帯収入：世帯の収入を世帯人員の平方根で割って調整した収入。



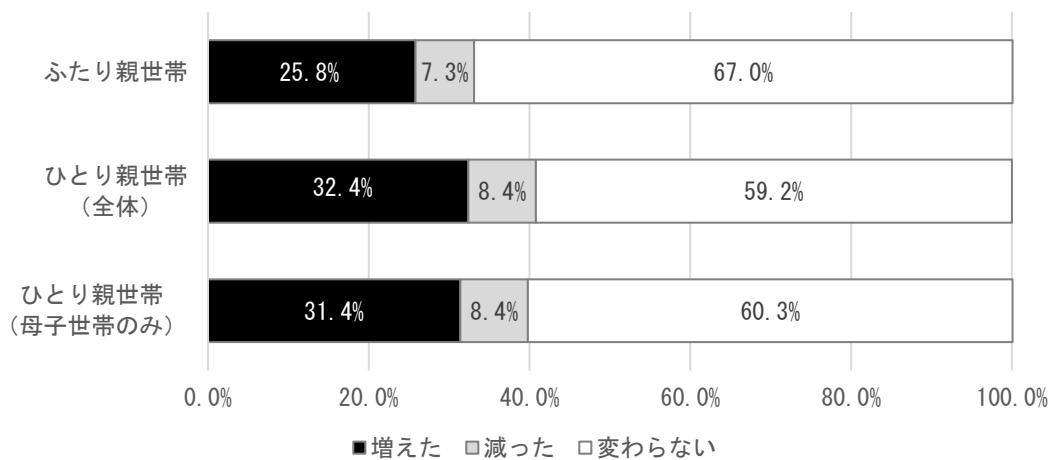
(2) 学校の授業がわからないと感じること

新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として「学校の授業がわからないと感じること」について「増えた」と回答した子供（中学2年生）の割合は、収入の水準が低い世帯（中央値の2分の1未満）で36.1%、ひとり親世帯で32.4%、母子世帯のみで31.4%と高くなっています。

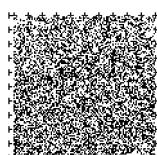
学校の授業がわからないと感じること（等価世帯収入の水準別）（全国）



学校の授業がわからないと感じること（世帯の状況別）（全国）



出典：令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）



7 前計画の推進状況

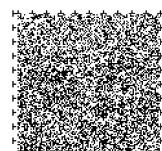
平成29年3月に策定した「和歌山県子供の貧困対策推進計画」では20の指標を設定し、これらの指標を改善することで子供の貧困対策を進めていくこととしました。計画に基づき関係施策を推進した結果、指標は次のとおりとなっています。

改善した指標もありますが、依然として全国値との差がある指標もあるため、今後も各種調査結果等を考慮しつつ継続して総合的に取り組んでいく必要があります。

前計画における和歌山県子供の貧困に関する20指標

指標	和歌山県		全国		出典 (前計画策定期の実績 → 直近値)
	前計画策定期の実績	直近値	前計画策定期の実績	直近値	
生活保護世帯の子供に関する指標					
1 高等学校等進学率	96.1%	95.3%	92.8%	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
2 高等学校等中退率	5.1%	2.0%	4.5%	4.1%	平成27.4.1現在(高等学校等中退率は平成26年度末卒業) ↓ 令和2.4.1現在(高等学校等中退率は平成31.4月時点の在籍者総数で令和元年度中に中退した者の数を除した割合)
3 大学等進学率	28.3%	23.9%	33.4%	37.3%	
4 中学校卒業後の就職率	1.3%	0.0%	1.7%	1.0%	
5 高等学校等卒業後の就職率	66.0%	56.5%	45.5%	43.6%	
児童養護施設の子供に関する指標					
6 中学校卒業後の進学率	100.0%	100.0%	97.2%	96.4%	社会的養護の現況に関する調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)
7 中学校卒業後の就職率	0.0%	0.0%	1.8%	2.2%	平成26年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうち平成27.5.1現在 ↓ 令和元年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうち令和2.5.1現在
8 高校等卒業後の進学率	21.1%	18.8%	22.6%	33.1%	
9 高校等卒業後の就職率	63.2%	75.0%	70.4%	58.8%	
ひとり親家庭の子供に関する指標					
10 母子家庭の就業率	89.2%	90.5%	80.6%	81.8%	県:和歌山県ひとり親家庭等実態調査 (平成25年度調査 → 平成30年度調査)
11 父子家庭の就業率	94.0%	90.8%	91.3%	85.4%	全国:全国母子世帯等調査 (平成23年度調査 → 平成28年度調査)
12 母子家庭等就業・自立支援センターでのひとり親家庭に対する就職斡旋件数★	12件	15件	-	-	県:子ども未来課調べ(平成27年度実績値 → 令和2年度実績値) ※計画策定期の数値(11人)は、町村のみの利用者数であったため、県全体の数値(47人)に修正しています。
13 高等職業訓練促進給付金利用者数★	47人*	75人	-	-	
就学支援に関する指標					
14 スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人	52人	1,008人	2,859人	県:県教育委員会調べ (SSW:平成25年度→令和2年度、SC:平成24年度→令和2年度)
15 スクールカウンセラーの配置率:小学校	10.9%	67.2%	37.6%	86.2%	全国:文部科学省初等中等学校教育局 児童生徒課調べ (SSW:平成25年度→令和2年度、SC:平成24年度→令和2年度)
16 スクールカウンセラーの配置率:中学校	71.5%	93.3%	82.4%	91.8%	
17 毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	48.4%	77.4%	67.5%	87.3%	県:教育委員会調べ(平成26年度→令和3年度)
18 入学時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	64.5%	80.6%	66.6%	52.8%	全国:文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ(平成26年度→令和3年度)
独自施策に関する指標					
19 子供食堂の運営件数★	6件	47件	-	-	県:子ども未来課調べ(平成28.10月現在→令和4.1月現在)
20 子どもの居場所づくり推進事業実施箇所数★	59箇所	86箇所	2,587箇所	3,316箇所	県:教育委員会調べ(平成28.10月現在→令和3年度) 全国:文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課調べ (平成28.10月現在→令和1.11現在) ※以降、文部科学省では「子どもの居場所」単体での集計は行っていない

(注) 表中★は県で独自に設定した指標



第3章 子供の貧困に関する施策の基本的方向と指標

1 施策の基本的方向

本計画では、和歌山県が今後推進すべき施策について4つの領域に分類し、その基本的な方向についてまとめました。これらを進めることにより、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人ひとりが輝きを持って生きていける社会の実現を目指します。

(1) 教育の支援

経済状況にかかわらず、すべての子供が質の高い教育を受けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学力を保障し、福祉と連携した施策を推進するほか、地域による学習支援等を行い、自分の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できる人材の育成を目指します。

〈主な内容〉

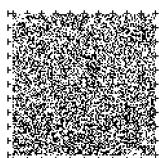
- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
- 高等学校等における修学継続のための支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子供は、貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念があります。子供の貧困の改善のためには、まず保護者が自立した生活を営むことが重要です。このため、保護者の相談対応事業を充実するとともに、子供と社会との交流の機会の提供、子供の希望や適性に応じた進路相談のもとでの進学や就職など、生活の支援に取り組みます。

〈主な内容〉

- 親の妊娠・出産期・子供の乳幼児期における支援
- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援



- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
- 支援体制の強化

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、多様で柔軟な働き方による子供と接する時間の確保や、働く親の姿を見て子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな意義が認められます。このようなことから、保護者の就労支援の充実を図る施策を実施します。

〈主な内容〉

- 職業生活の安定と向上のための支援
- ひとり親に対する就労支援
- 困窮世帯等への就労支援

(4) 経済的支援

生活保護や各種手当など金銭の給付や貸与等を組み合わせた支援や、養育費の確保支援など、世帯の生活を下支えしていく施策を実施します。

〈主な内容〉

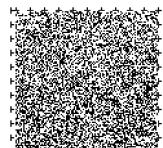
- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減
- 多子世帯の経済的負担軽減
- 医療費負担の軽減

2 和歌山県における子供の貧困に関する指標

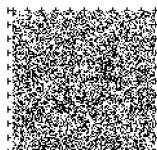
国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、39項目の指標を設定しています。国の大綱で設定されている指標のうち、都道府県データがあるものについては、本計画においても指標とするほか、本県における子供の貧困の現状を把握する上で特に重要と考えられるものについても指標に設定することとします。

第2章に記載した生活保護世帯の子供、社会的養護を受けている子供、ひとり親家庭の子供の状況に関する指標を中心に計画の推進状況を把握します。

なお、計画の推進にあたっては、これらの指標を改善することで子供の貧困対策を進めることとします。

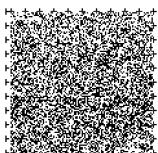


指標	和歌山県	全国	備考
教育の支援			
1 生活保護世帯に属する子供の高等学 校等進学率	95.3%	93.7%	
2 生活保護世帯に属する子供の高等学 校等中退率	2.0%	4.1%	
3 生活保護世帯に属する子供の大学等 進学率	23.9%	37.3%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ（R2.4.1現在（高等学校等中退率はH31.4月時点の在籍者総数でR元年度中に中退した者の数を除した割合））
4 児童養護施設の子供の進学率（中学 校卒業後）	100.0%	94.9%	社会的養護の現況に関する調査 (厚生労働省雇用均等・児童家庭 局家庭福祉課調べ)
5 児童養護施設の子供の進学率（高等 学校等卒業後）	18.8%	33.1%	※R元年末に中学校または高等 学校等を卒業した者のうち R2.5.1現在
6 全世帯の子供の高等学校中退率	1.3%	1.1%	児童生徒の問題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に関する調査 (R2)
7 全世帯の子供の高等学校中退者数	346人	34,965人	児童生徒の問題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に関する調査 (R2)
8 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合（小学校）	70.2%	50.9%	県：県教育委員会調べ（R2） 全国：文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ（R2）
9 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合（中学校）	76.3%	58.4%	
10 スクールカウンセラーの配置率（小 学校）	67.2%	86.2%	県：県教育委員会調べ（R2年 度）
11 スクールカウンセラーの配置率（中 学校）	93.3%	91.8%	全国：文部科学省初等中等学校教 育局児童生徒課調べ（R2年度）
12 就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度進級時に学校で 就学援助制度の書類を配布している 市町村の割合）	77.4%	81.1%	文部科学省初等中等教育局修学支 援課・教材課調べ（R3年度）
13 新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況（小学校）	80.0%	83.7%	文部科学省初等中等教育局修学支 援課・教材課調べ（R3年度）
14 新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況（中学校）	93.5%	85.1%	文部科学省初等中等教育局修学支 援課・教材課調べ（R3年度）
15 高等教育の修学支援新制度の利用者 数（大学）	計1,033 人	計97,838 人	・R2年度給付型奨学金の大学等 予約採用候補者数 (独)日本学生支援機構調べ ※学校種別ごとの公表は行われない。 ※学校所在地で区分するため、和歌山 県の子供の実態と必ずしも一致しな い。
16 高等教育の修学支援新制度の利用者 数（短期大学）			
17 高等教育の修学支援新制度の利用者 数（高等専門大学）			
18 高等教育の修学支援新制度の利用者 数（専門学校）			
19 子供食堂の運営件数★	47件	-	県：子ども未来課調べ（R4.1月 現在）
20 子どもの居場所づくり推進事業実施 箇所数★	86箇所	-	県：教育委員会調べ（R3年度）



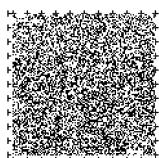
指標	和歌山県	全国	備考
生活の安定に資するための支援			
21 電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯）	8.1%	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	県：子供の生活実態調査（H30） (料金等の支払い困難経験) 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）（H29）
22 食料又は衣服が買えない経験（子供がある全世帯）	4.5%	食料 16.9% 衣服 20.9%	県：子供の生活実態調査（H30） (生活必需品の購入困難経験) 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）（H29）
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
23 ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	90.5%	81.8%	県：H30 年度和歌山県ひとり親家庭等実態調査 全国：H28 年度全国母子世帯等調査
24 ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	90.8%	85.4%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：国勢調査（H27）
25 ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	43.2%	44.4%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：国勢調査（H27）
26 ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	52.3%	69.4%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：国勢調査（H27）
27 母子家庭等就業・自立支援センターでのひとり親家庭に対する就職斡旋件数★	15 件	-	県：子ども未来課調べ (R2 年度実績値)
28 高等職業訓練促進給付金利用者数★	75 人	-	
経済的支援			
29 子供の貧困率（国民生活基礎調査）	11.6%	13.5%	県：子供の生活実態調査（H30） 全国：国民生活基礎調査（H30：旧基準） ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
30 ひとり親家庭の貧困率（国民生活基礎調査）	37.5%	48.3%	県：子供の生活実態調査（H30） 全国：国民生活基礎調査（H30：旧基準） ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
31 ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子家庭）	54.7%	42.9%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：全国ひとり親世帯等調査（H28）
32 ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子家庭）	10.8%	20.8%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：全国ひとり親世帯等調査（H28）
33 ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子家庭）	71.0%	69.8%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：全国ひとり親世帯等調査（H28）
34 ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子家庭）	69.2%	90.2%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（H30） 全国：全国ひとり親世帯等調査（H28）

※ 表中★は県で独自に設定した指標



参考 本計画の指標以外で国の大綱（令和元年11月）に設定されている指標

指標	和歌山県	全国	備考
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）	-	81.7%	H28 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	-	95.9%	H28 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校等卒業後）	-	58.5%	H28 全国ひとり親世帯等調査
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	-	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%	H29 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	-	食料 34.9% 衣服 39.7%	H29 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	-	相談 8.9% お金 25.9%	H29 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第I～III+分位）	-	相談 7.2% お金 20.4%	H29 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
子供の貧困率（全国消費実態調査）	-	7.9%	H26 全国消費実態調査
ひとり親家庭の貧困率（全国消費実態調査）	-	47.7%	H26 全国消費実態調査



第4章 課題解決に向けた具体的施策

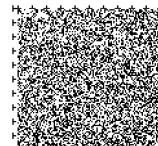
第4章では、大綱第4「指標の改善に向けた重点施策」に示されている以下の分類に照らし合わせて、本県の具体的施策を位置づけます。

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定に資するための支援
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4 経済的支援

1 教育の支援

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1)幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	幼児教育・保育の無償化	紀州っ子いっぱいサポート	子ども未来課
	幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育の質の向上	子ども未来課、義務教育課
		訪問型家庭教育支援推進事業 ★令和2独自施策	生涯学習課
(2)地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 学校教育による学力保障	不登校等総合対策事業	教育支援課
		きのくに学力向上総合戦略	義務教育課
		教職員への人権研修の実施	人権教育推進課、教育センター学びの丘
		ICTを活用した不登校児童生徒への学習支援	教育支援課
		基本研修事業・専門研修事業	教育センター学びの丘
(3)高等学校等における修学継続のための支援	高校中退の予防のための取組	不登校等総合対策事業【再掲】	教育支援課
	高校中退後の支援	高等学校等学び直し支援	(教)総務課、文化学術課
		若者自立支援事業	青少年・男女共同参画課
(4)大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の修学支援	和歌山県修学奨励	生涯学習課
		和歌山県大学生等進学支援	生涯学習課
		私立専修学校授業料等減免事業費補助金	文化学術課
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来課
(5)特に配慮を要する子供への支援	児童養護施設等の子供への学習・進学支援	児童福祉施設措置費	子ども未来課
	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育振興事業	特別支援教育室
		特別支援教育就学奨励費	(教)総務課、特別支援教育室
	外国人児童生徒等への支援	外国人児童生徒等教育に係る研修会	県立学校教育課、義務教育課
	ヤングケアラーに対する支援○	ヤングケアラーに対する支援	福祉保健総務課、教育支援課

※表中の○は県で独自に設定した項目、★は前計画策定後に新たに実施・拡充した独自施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策（第5章参照）

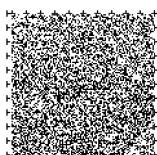


第4章 課題解決に向けた具体的施策

1 教育の支援 / 2 生活の安定支援 / 3 保護者の就労等支援 / 4 経済的支援

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(6)教育費負担の軽減	義務教育段階の就学支援の充実	生活保護制度（教育扶助）	福祉保健総務課
	高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	高等学校等就学支援金	（教）総務課、文化学術課
		和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）	生涯学習課、文化学術課
		県立高等学校授業料減免	（教）総務課
		私立高等学校等家計急変世帯授業料減額等補助事業	文化学術課
		和歌山県修学奨励【再掲】	生涯学習課
		生活福祉資金貸付制度	福祉保健総務課
		生活保護制度（生業扶助）	福祉保健総務課
	ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	母子父子寡婦福祉資金貸付金【再掲】	子ども未来課
		母子家庭等就業・自立支援事業（うち、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）	子ども未来課
(7)地域における学習支援等	地域学校協働活動における学習支援等	地域ふれあいルーム推進事業	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業 ★令和2・4独自施策	生涯学習課
		地域子ども団体育成	青少年・男女共同参画課
	生活困窮世帯等への学習支援	児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		和歌山子供食堂支援 ★令和2・4独自施策	子ども未来課
(8)他の教育支援	夜間中学の設置促進・充実	中学校夜間学級の設置促進	義務教育課
	学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保	学校における食育推進に関する研修	教育支援課
		補食給食	教育支援課
		児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
	多様な体験活動の機会の提供	地域子ども団体育成【再掲】	青少年・男女共同参画課
		和歌山版「食事バランスガイド」の普及・活用	果樹園芸課
		和歌山子供食堂支援 ★令和2・4独自施策【再掲】	子ども未来課

※表中★は前計画策定後に新たに実施・拡充した独自施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策
(第5章参照)



(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上**〈幼児教育・保育の無償化〉**

- 全ての子供が安心して年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育を受けられるよう支援します。

▶紀州っ子いっぱいサポート（子ども未来課）

国の制度である3歳から5歳までの子供等を対象とした幼児教育・保育の無償化を着実に実施するとともに、県独自に多くの子供を育てる世帯を対象として、3歳未満の保育料の無償化や3歳から就学前までの副食費等への助成を行う「紀州っ子いっぱいサポート」を引き続き市町村と連携し、実施します。

〈幼児教育・保育の質の向上〉

- 職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実します。

▶幼児教育・保育の質の向上（子ども未来課、義務教育課）

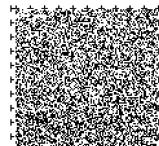
質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園や保育所、認定こども園関係職員の研修を充実します。また、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮など、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に家庭支援推進保育士を加配し、対象児童や家庭への支援に取り組みます。

▶訪問型家庭教育支援推進事業（生涯学習課）★令和2年度独自施策、第5章参照

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として、連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築**〈スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等〉**

- スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。
- スクールカウンセラーの配置拡充に努め、児童生徒の感情や情緒面の支援を行います。



▶不登校等総合対策事業（教育支援課）

いじめ問題や不登校問題に対するマニュアルを作成・活用するとともに、外部人材の派遣等により、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図り、いじめ問題の解消や不登校児童生徒数の減少に取り組みます。教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会及び県立学校への配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒に関わる課題の解決を図ります。

〈学校教育による学力保障〉

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、きめ細かな指導を推進します。
- 県内の各学校に対して、教員が子供の貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、学校における支援体制を充実させます。

▶きのくに学力向上総合戦略（義務教育課）

県学習到達度調査を実施し、子供たちの学力の定着状況をきめ細かく把握するとともに、授業改善や個に応じた指導の充実を図ります。また、子供たちの知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学習習慣の定着をめざした教材の活用により学力の向上を図ります。

▶教職員への人権研修の実施（人権教育推進課、教育センター学びの丘）

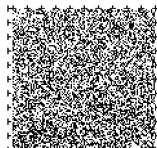
教職員に対し、各種研修会や校内研修等様々な機会を通じて子供の貧困問題に関する理解を深めます。

▶ICTを活用した不登校児童生徒への学習支援（教育支援課）

学習の進捗状況やつまずきをAIが分析し、個に応じた教材を自動的に提案することができる学習支援システムがインストールされたタブレット端末を使い、欠席しがちな児童生徒の自宅を訪問し、学習支援を行います。

▶基本研修事業・専門研修事業（教育センター学びの丘）

教職経験年数に対応した研修及び専門性の向上を目指す研修において、学級集団づくりや生徒指導についての内容を取り上げています。その際、家庭環境に課題がある児童生徒の理解や家庭との連携など児童生徒の実態を踏まえた研修を行っています。



(3) 高等学校等における修学継続のための支援**〈高校中退の予防のための取組〉**

- 学び直しの少人数学級や通信制教育等、多様な学び方が可能な高校教育の整備を行い、一人一人に応じた指導・支援を推進します。
- 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実を図ります。

▶不登校等総合対策事業（教育支援課）【再掲】

いじめ問題や不登校問題に対するマニュアルを作成・活用するとともに、外部人材の派遣等により、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図り、いじめ問題の解消や不登校児童生徒数の減少に取り組みます。教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会及び県立学校への配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒に関わる課題の解決を図ります。

〈高校中退後の支援〉

- 社会的自立に必要な能力を育成するキャリア教育を推進するとともに、高校を中途退学しても再チャレンジできる環境を整えます。また、働くことに悩みを抱える若者を対象に、意識啓発や情報提供を行います。

▶高等学校等学び直し支援（公立：（教）総務課、私立：文化学術課）

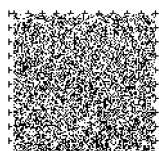
※「（教）総務課」は教育庁総務課。以下同じ。

高等学校等を中途退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す生徒に対し、保護者等の所得が一定額未満である場合、授業料の負担を軽減します。

※高等学校等就学支援金支給期間の経過後、卒業までの間（最長2年間）適用。

▶若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）

県内3か所に設置している若者サポートステーションWith Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、社会的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。



(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

〈高等教育の修学支援〉

- 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。
- 大学への進学を希望する高校生等が経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、大学生等進学支援金の貸与等により支援します。

▶和歌山県修学奨励（生涯学習課）

経済的理由により修学が困難な者に対して、以下の進学助成金を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材を育成します。

- ・ 大学・短期大学・専修学校専門課程（修業年限2年以上）での修学に要する経費の一部として進学助成金（一時金）を貸与。

▶和歌山県大学生等進学支援（生涯学習課）

進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、また、将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援するため、低所得世帯の学生に対して大学生等進学支援金を貸与します。

なお、大学等卒業後に県内居住かつ県内外就労により返還が免除されます。

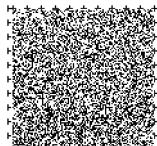
▶私立専修学校授業料等減免事業費補助金（文化学術課）

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、授業料等の減免の措置を講じます。

▶母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

- 〈資金の種類〉 ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、
⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、
⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金
※③修学資金、⑪就学支度資金によって学生等の修学を支援します。



(5) 特に配慮を要する子供への支援

〈児童養護施設等の子供への学習・進学支援〉

- 児童養護施設等で暮らす子供に、学習環境の充実を図ります。

▶児童福祉施設措置費（子ども未来課）

児童養護施設等入所児童や里親に措置委託された児童の学習塾代や補習費を国と県で負担し、児童の学習意欲の向上を図り、将来の自立に役立つよう支援します。

〈特別支援教育に関する支援の充実〉

- 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

▶特別支援教育振興事業（特別支援教育室）

卒業後の就職先の確保に向けた取組（生徒の状況に応じて、グループホーム等生活の場の確保も含む）を通して、経済的自立を促進しています。また、在学中から、卒業後に活用できる様々な福祉制度の情報等を発信し、アフターケア活動も含め、卒業生を支える取組を進めます。

▶特別支援教育就学奨励費 ((教) 総務課・特別支援教育室)

特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を補助します。

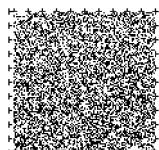
就学奨励費を支給することにより、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

〈外国人児童生徒等への支援〉

- 教員等への研修を実施し、日本語指導を必要とする児童生徒への支援を充実します

▶外国人児童生徒等教育に係る研修会（県立学校教育課、義務教育課）

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校の管理職及び教員、市町村教育委員会担当者、日本語指導に係る関係者等を対象に、日本語指導の充実及び支援の在り方等についての研修会を行います。



〈ヤングケアラーに対する支援〉

- ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供）を支援するため、関係機関が連携して取り組みます。

▶ヤングケアラーに対する支援（福祉保健総務課、教育支援課）

いわゆるヤングケアラーを適切な支援につなげるため、児童生徒のわずかな変化を見逃さず、ケース会議の実施等、チームで対応に取り組みます。また、各関係機関が連携しながら、実態把握、啓発、支援体制の整備など、必要な取組を推進します。

（6）教育費負担の軽減

〈義務教育段階の就学支援の充実〉

- 義務教育期間の子供がいる世帯の経済的負担を軽減し、就学を支援します。

▶生活保護制度（教育扶助）（福祉保健総務課）

義務教育期間の子供がいる世帯に給食費等の修学にかかる費用を支給します。

〈高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減〉

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された高校生等奨学給付金制度などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。
- 私立高等学校等が行う授業料減免等に対して補助を行います。

▶高等学校等就学支援金（公立：（教）総務課、私立：文化学術課）

県内の高等学校等に在学する生徒に対し、保護者等の所得が一定額未満である場合、授業料の負担を軽減します。

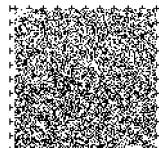
▶和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

（公立：生涯学習課、私立：文化学術課）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給します。

▶県立高等学校授業料減免（（教）総務課）

経済的理由により授業料の支払いが困難な世帯の生徒に対し、授業料の減額又は免除を行います。



▶私立高等学校等家計急変世帯授業料減額等補助事業（文化学術課）

私立高等学校等に在学する生徒（保護者が和歌山県内に在住し、かつ経済的理由により就学が困難な者）の修学機会を確保するため、一定の条件を満たす場合、授業料減額補助を行います。

〈家計急変世帯授業料減額事業〉

保護者等が県内に在住し、生徒が和歌山県、大阪府及び奈良県の私立高等学校（全日制）、又は私立中等教育学校の後期課程に在学する世帯で、リストラ等により家計が急変し、一定の収入額未満となった場合、授業料減額の支援を行う制度。

▶和歌山県修学奨励（生涯学習課）【再掲】

経済的理由により修学が困難な者に対して、以下の奨学金等を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材を育成します。

- ・ 高等学校等での修学に要する経費の一部として奨学金（月額）を貸与。
- ・ 大学・短期大学・専修学校専門課程（修業年限2年以上）での修学に要する経費の一部として進学助成金（一時金）を貸与。

〈生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減〉

- 生活困窮世帯等の経済的負担を軽減し、進学を支援します。

▶生活福祉資金貸付制度（福祉保健総務課）

低所得世帯の子供が高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に就学するために必要な費用の無利子貸付けを行います。

〈就学支度費〉

50万円以内（入学時に必要な費用として）

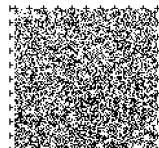
〈教育支援費〉

- ・高等学校 月 3.5万円以内
- ・高等専門学校 月 6万円以内
- ・短期大学 月 6万円以内
- ・大学 月 6.5万円以内

▶生活保護制度（生業扶助）（福祉保健総務課）

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。



〈ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減〉

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、進学や自立を支援します。

▶母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）【再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

〈資金の種類〉 ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、
⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、
⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金
※③修学資金、⑪就学支度資金によって学生等の修学を支援します。

▶母子家庭等就業・自立支援事業（うち、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）

（子ども未来課）

ひとり親家庭の親及び子が自立や生活の安定を図るために、高卒認定試験の受験に必要な講座等を受講する費用の一部(受講修了時：受講費用の40%、高卒認定試験合格時：受講費用の20%、上限15万円)を給付します。

（7）地域における学習支援等

〈地域学校協働活動における学習支援等〉

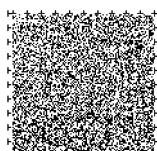
- 子供の安全・安心な居場所としての放課後子ども教室等において、学習支援や体験活動の充実を目指します。

▶地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

▶子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）★令和2年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。



▶地域子ども団体育成（青少年・男女共同参画課）

地域との関わりや子供同士の交流を通じて、道徳心や社会性、また子供自身が目標に向かって主体的に行動していく「生きる力」を育むため、児童館等を活用し学習活動や創作活動、スポーツやリーダー育成などに取り組む子ども会の組織的・継続的な活動を支援します。

〈生活困窮世帯等への学習支援〉

- 児童養護施設等で暮らす子供に、学習環境の充実を図ります。
- 学校でも家庭でもない地域の子供の第三の居場所として、食事の提供だけでなく、学習支援や地域交流の拠点となる居場所を提供します。

▶児童福祉施設措置費（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設等入所児童や里親に措置委託された児童の学習塾代や補習費を国と県で負担し、児童の学習意欲の向上を図り、将来の自立に役立つよう支援します。

▶和歌山子供食堂支援（子ども未来課） ★令和2年度、4年度独自施策、第5章参照

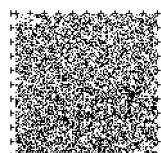
すべての子どもたちが安心して地域の大人とかかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を図ります。

（8）その他の教育支援**〈夜間中学の設置促進・充実〉**

- 義務教育未修了の学齢超過者等のための就学機会の確保に努めます。

▶中学校夜間学級の設置促進（義務教育課）

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級について、その設置を促進します。



〈学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保〉

- 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

▶学校における食育推進に関する研修（教育支援課）

学校給食の充実と学校における食育の推進を図ることを目的とし、学校関係者を対象に研修を行います。

▶補食給食（教育支援課）

夜間定時制高等学校に学ぶ勤労青少年の健康保持と就学援助の観点から夜食の補助を行います。

対象校：県立定時制高等学校及び和歌山市立和歌山高等学校

補助対象生徒：有職生徒、疾病等により職に就くことができない者、心身に障害がある者、その他やむを得ない理由がある者

〈多様な体験活動の機会の提供〉

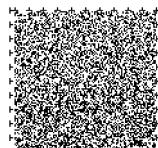
- 児童養護施設等の子供を対象とした体験活動や、子ども団体等による体験活動により、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の機会を提供します。
- 学校でも家庭でもない地域の子供の第三の居場所として、食事の提供だけでなく、学習支援や地域交流の拠点となる居場所を提供します。

▶児童福祉施設措置費（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設等入所児童と地域の人々との交流を促進することにより、入所児童の孤独感の解消や、社会性・協調性・自立意欲の向上を図ります。

▶地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。



▶地域子ども団体育成（青少年・男女共同参画課）【再掲】

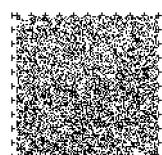
地域との関わりや子供同士の交流を通じて、道徳心や社会性、また子供自身が目標に向かって主体的に行動していく「生きる力」を育むため、児童館等を活用し学習活動や創作活動、スポーツやリーダー育成などに取り組む子ども会の組織的・継続的な活動を支援します。

▶和歌山版「食事バランスガイド」の普及・活用（果樹園芸課）

和歌山版「食事バランスガイド」を活用した啓発事業を実施し、県民のバランスのとれた健全な食生活の実現や地産地消の推進、地域の特色ある食文化の理解と伝承を図ります。

▶和歌山子供食堂支援（子ども未来課）【再掲】 ★令和2年度、4年度独自施策、第5章参照

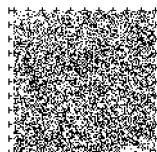
すべての子供たちが安心して地域の大人とかかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を図ります。



2 生活の安定に資するための支援

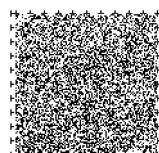
大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1)親の妊娠・出産期・子供の乳幼児期における支援	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）	健康推進課、子ども未来課
		乳幼児医療費助成事業	健康推進課
(2)保護者の生活支援	保護者の自立支援	生活困窮者に対する自立相談支援事業	福祉保健総務課
		わかやまひとり親家庭アシスト（うち見守り支援）	子ども未来課
		わかやまひとり親家庭アシスト（うち日常生活支援）	子ども未来課
		生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金	福祉保健総務課
	保育等の確保	地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
		保育士等の人材確保	子ども未来課
		放課後児童健全育成対策等施設整備	子ども未来課
	保護者の育児負担の軽減	訪問型家庭教育支援推進事業 ★令和2独自施策【再掲】	生涯学習課
		子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）【再掲】	健康推進課、子ども未来課
		わかやまひとり親家庭アシスト（うち日常生活支援）【再掲】	子ども未来課
(3)子供の生活支援	生活困窮世帯等の子供への生活支援	生活福祉資金貸付制度【再掲】	福祉保健総務課
		わかやまひとり親家庭アシスト（うち日常生活支援）【再掲】	子ども未来課
	社会的養育が必要な子供への生活支援	児童養護施設等における家庭的養護の促進	子ども未来課
		社会的養護体制整備・促進（里親委託推進）★令和3	子ども未来課
	食育の推進に関する支援	幼児教育関係職員研修	子ども未来課・義務教育課
		和歌山版「食事バランスガイド」の普及・活用【再掲】	果樹園芸課
		和歌山子供食堂支援 ★令和2・4独自施策【再掲】	子ども未来課
(4)子供の就労支援	生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援	生活困窮者に対する自立相談支援事業【再掲】	福祉保健総務課
		母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）	子ども未来課
	高校中退者等への就労支援	若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		若年者の就労支援	労働政策課
	児童福祉施設入所児童等への就労支援	普通課程職業訓練	労働政策課
		労働教育の実施	労働政策課
	子供の社会的自立の確立のための支援	就職支援プロジェクト	県立学校教育課
		普通課程職業訓練【再掲】	労働政策課
		労働相談の実施	労働政策課
		労働教育の実施【再掲】	労働政策課

※表中★は前計画策定後に新たに実施・拡充した独自施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策（第5章参照）



大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(5)住宅に関する支援		母子生活支援施設の活用	子ども未来課
		ひとり親世帯、子育て世帯及び多子世帯の県営住宅への優先入居	建築住宅課
		母子父子寡婦福祉資金貸付金【再掲】	子ども未来課
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	子ども未来課
		生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金【再掲】	福祉保健総務課
(6)児童養護施設退所者等に関する支援	家庭への復帰支援	家族再統合プログラムの作成、展開	子ども未来課
		児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進	子ども未来課
	退所等後の相談支援	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付	子ども未来課
		身元保証人確保対策事業	子ども未来課
		児童養護施設等児童自立定着指導事業	子ども未来課
		社会的養護自立支援事業	子ども未来課
(7)支援体制の強化	児童家庭支援センターの相談機能の強化	児童家庭支援センターの設置促進	子ども未来課
		児童養護施設等における家庭的養護の促進【再掲】	子ども未来課
	社会的養護の体制整備	社会的養護体制整備・促進(里親委託推進) ★令和3独自施策【再掲】	子ども未来課
		児童相談所の体制強化	子ども未来課
	市町村等の体制強化	市町村の体制強化	子ども未来課
		ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	子育て支援情報検索システム★令和2独自施策
	ひとり親家庭訪問支援事業★令和2独自施策	ひとり親家庭訪問支援事業★令和2独自施策	子ども未来課
		生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	福祉保健総務課、子ども未来課
		相談職員の資質向上	民生委員・児童委員指導事業
			福祉保健総務課
			母子家庭等就業・自立支援事業(うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等)【再掲】
			子ども未来課
			母子・父子自立支援員の配置
			子ども未来課

※表中★は前計画策定後に新たに実施・拡充した独自施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策
(第5章参照)



(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

〈妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援〉

- 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを目指します。

▶子ども・子育て支援事業 〈利用者支援事業〉(健康推進課・子ども未来課)

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の機能強化を支援します。

▶乳幼児医療費助成事業 (健康推進課)

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。(所得制限あり)

支給対象者 … 就学前の乳幼児

給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分

実施市町村 … 県下30市町村

(2) 保護者の生活支援

〈保護者の自立支援〉

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親世帯が抱える様々な課題に対し、自立に向けた各種施策の活用や養育に関する相談対応を実施します。

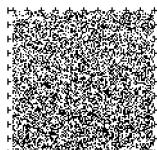
▶生活困窮者に対する自立相談支援事業 (福祉保健総務課)

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた就労支援や住宅支援等の実施により、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局(那賀除く、串本支所含む。)及び市福祉事務所等に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 社会福祉協議会や隣保館など地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

▶わかやまひとり親家庭アシスト 〈うち見守り支援〉(子ども未来課)

見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための母子・父子自立支援プログラムを策定し、保護者の自立・就業を支援します。



▶わかやまひとり親家庭アシスト 〈うち日常生活支援〉(子ども未来課)

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、日常生活支援員を派遣して生活援助や子育て支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を促進します。

▶生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金 (福祉保健総務課)

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

〈保育等の確保〉

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「新子育て安心プラン」により、令和6年度末までに待機児童解消を目指して、保育の受け皿拡大、保育人材の確保等の取組を推進します。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

▶地域ふれあいルーム推進事業 (生涯学習課)【再掲】

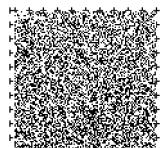
子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

▶保育士等の人材確保 (子ども未来課)

保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの、保育所等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士等支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。また、保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

▶放課後児童健全育成対策等施設整備 (子ども未来課)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。



〈保護者の育児負担の軽減〉

- すべての親が安心して子育てや家庭教育を行えるよう、保護者への学習機会の提供や相談対応等の充実を図ります。
- ひとり親家庭に日常生活支援員を派遣し、生活の安定を図ります。

▶訪問型家庭教育支援推進事業（生涯学習課）【再掲】★令和2年度独自施策、第5章参照

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として、連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

▶子ども・子育て支援事業〈利用者支援事業〉（健康推進課・子ども未来課）【再掲】

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の機能強化を支援します。

▶わかやまひとり親家庭アシスト〈うち日常生活支援〉（子ども未来課）【再掲】

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、日常生活支援員を派遣して生活援助や子育て支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を促進します。

（3）子供の生活支援

〈生活困窮世帯等の子供への生活支援〉

- 低所得者世帯への無利子貸付けにより、子供の就学費用の負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭に日常生活支援員を派遣し、子供の基本的な生活習慣の定着を図ります。

▶生活福祉資金貸付制度（福祉保健総務課）【再掲】

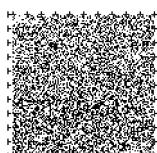
低所得世帯の子供が高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に就学するために必要な費用の無利子貸付けを行います。

〈就学支度費〉

50万円以内（入学時に必要な費用として）

〈教育支援費〉

- ・高等学校 月 3.5万円以内
- ・高等専門学校 月 6万円以内
- ・短期大学 月 6万円以内
- ・大学 月 6.5万円以内



▶わかやまひとり親家庭アシスト 〈うち日常生活支援〉(子ども未来課)【再掲】

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、日常生活支援員を派遣して生活援助や子育て支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を促進します。

〈社会的養育が必要な子供への生活支援〉

- 生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭的な環境の中で安定した生活を送れるよう支援します。

▶児童養護施設等における家庭的養護の促進 (子ども未来課)

施設入所児童が家庭的な環境の中で安定した生活を送れるよう、児童養護施設の小規模化等による家庭的養護を促進します。

▶社会的養護体制整備・促進 〈里親委託推進〉(子ども未来課)

★令和3年度独自施策、第5章参照

市町村と連携し、家庭的な環境の中で愛着形成を図ることができる里親制度の普及を促進するとともに、質の高い養育を実現するため、里親研修の充実や、登録後のきめ細かな家庭訪問、休日夜間の相談支援体制の充実など、里親支援に取り組みます。

〈食育の推進に関する支援〉

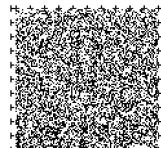
- 子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるよう努めるとともに、子供たちが食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができるよう努めます。
- 学校でも家庭でもない地域の子供の第三の居場所として、食事の提供だけでなく、学習支援や地域交流の拠点となる居場所を提供します。

▶幼児教育関係職員研修 (子ども未来課・義務教育課)

就学前の幼児の健全な発育及び健康の維持・増進を図るため、給食の充実と食育の推進に対する認識を深めるとともに、栄養・衛生管理の改善等を目的とし、栄養士、調理員、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、市町村職員等を対象に、栄養・衛生管理の改善等に関する研修を行います。

▶和歌山版「食事バランスガイド」の普及・活用 (果樹園芸課)【再掲】

和歌山版「食事バランスガイド」を活用した啓発事業を実施し、県民のバランスのとれた健全な食生活の実現や地産地消の推進、地域の特色ある食文化の理解と伝承を図ります。



▶和歌山子供食堂支援（子ども未来課）【再掲】 ★令和2年度、4年度独自施策、第5章参照

すべての子供たちが安心して地域の大人とかかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を図ります。

（4）子供の就労支援

〈生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援〉

- 生活困窮世帯の子供やひとり親世帯の子供を対象に、就業相談や就業情報の提供等を行い、進路選択の支援に努めます。

▶生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課）【再掲】

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた就労支援や住宅支援等の実施により、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所等に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

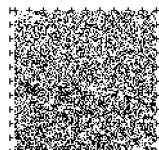
▶母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）

（子ども未来課）

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭の親及び児童に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、主に下記の事業を実施しています。
 - ①就業支援事業・就業情報提供事業
 - …センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
 - ②就業支援講習会
 - …就業に有利な講座・研修会の開催



〈高校中退者等への就労支援〉

- ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。
- 高校中退者等についても、若者の就労支援機関等で連携しながら就労への支援を行います。

▶若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーションWith Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、社会的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

▶若年者の就労支援（労働政策課）

ジョブカフェわかやまを中心に、ハローワークサロンほんまちなどの関係機関と連携し、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介などを行い、若者の就業・定着を図ります。

〈児童福祉施設入所児童等への就労支援〉

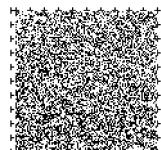
- 児童養護施設の子供など、親の支援が乏しい子供が就職し、ひとり立ちできるよう支援します。

▶普通課程職業訓練（労働政策課）

県立産業技術専門学院（県内2か所）において、少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得するための訓練（1年間又は2年間）を実施し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免をしています。

▶労働教育の実施（労働政策課）

高校3年生への「高校生のためのわかやま就職ガイド」を活用した教育や労働局による和歌山大学での講義等を通じ、社会に出る前から労働知識を習得するための支援を行います。



▶就職支援プロジェクト（県立学校教育課）

高校生の就職に係る課題の改善を図るため、求人開拓等の就職支援を推進するジョブサポートティーチャーや就職指導員を配置しています。

▶普通課程職業訓練（労働政策課）【再掲】

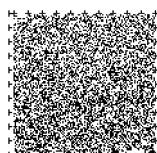
県立産業技術専門学院（県内2か所）において、少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得するための訓練（1年間又は2年間）を実施し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免を行っています。

▶労働相談の実施（労働政策課）

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関と連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。

▶労働教育の実施（労働政策課）【再掲】

高校3年生への「高校生のためのわかやま就職ガイド」を活用した教育や労働局による和歌山大学での講義等を通じ、社会に出る前から労働知識を習得するための支援を行います。



(5) 住宅に関する支援

▶母子生活支援施設の活用（子ども未来課）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所者について相談その他の援助を行います。

▶ひとり親世帯、子育て世帯及び多子世帯の県営住宅への優先入居（建築住宅課）

ひとり親世帯（配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の子を扶養している世帯）、子育て世帯（同居親族に15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子供がいる世帯）及び多子世帯（18歳未満の同居扶養親族である児童が3人以上いる世帯）の方で県営住宅への入居者資格を満たす場合、選定において優先枠と一般枠の2回の抽選機会を設定し、優先的入居を図ります。

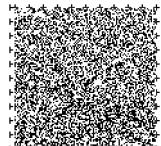
▶母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）【再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

〈資金の種類〉 ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、
⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、
⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金
※⑨住宅資金、⑩転宅資金によって住宅支援を行います。

▶ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（子ども未来課）

就業や自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親が、就業に結び付きやすい資格を取得するための資金や、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けます。（うち住宅支援資金によって住宅支援を行います。）



○住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸与します。また、1年以内に就職又は高い所得が見込まれる転職をし、就労を1年間継続した場合は、返還を免除します。

〈貸付額〉

- ・入居している家賃の実費 1か月につき4万円以内（最大12か月）

▶生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金（福祉保健総務課）【再掲】

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

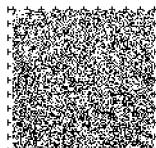
（6）児童養護施設退所者等に関する支援

▶家族再統合プログラムの作成、展開（子ども未来課）

児童相談所が、施設や関係機関、保護者や児童の意向を踏まえ、家庭復帰に向けた家族再統合プログラムを作成し、家庭への復帰支援を実施します。さらに、措置解除後は、市町村要保護児童地域対策協議会等と連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施します。

〈退所等後の相談支援〉

- 児童養護施設等を退所した子供が社会で安定した自立生活を送ることができるよう、相談支援等を実施するとともに、18歳到達後も原則22歳の年度末まで必要な支援を継続します。
- 児童養護施設等を退所した子供が就職や進学する場合、生活費等の貸付事業や社会的養護自立支援事業など経済的な負担軽減により、子供の自立に向けた体制の強化を図ります。



▶児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）

児童養護施設退所者等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子供が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう、自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ります。

▶児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付（子ども未来課）

児童養護施設退所者等のうち、就職者や大学進学者で生活費等の確保が困難な者への貸付を行います。

▶身元保証人確保対策事業（子ども未来課）

児童養護施設退所者等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人になる場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子供等の社会的自立の促進を図ります。

▶児童養護施設等児童自立定着指導事業（子ども未来課）

児童養護施設等退所者等に対して、自立後の生活及び就業指導を行うための施設指導員の旅費を支給します。

▶社会的養護自立支援事業（子ども未来課）

児童養護施設退所者等について、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて居住の場の提供や生活費の支給等を行います。

(7) 支援体制の強化**〈児童家庭支援センターの相談機能の強化〉**

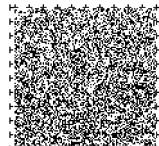
- 児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるように設置促進に努めます。

▶児童家庭支援センターの設置促進

児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターについて、地域に密着し、より丁寧な相談支援が可能となるよう設置促進に努めます。

〈社会的養護の体制整備〉

- 社会的養護を必要とする子供たちの環境整備のため、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護を推進します。



▶児童養護施設等における家庭的養護の促進（子ども未来課）【再掲】

施設入所児童が少人数制の家庭的な環境の中で安定した生活を送れるよう、児童養護施設の小規模化等による家庭的養護を促進します。

▶社会的養護体制整備・促進〈里親委託推進〉（子ども未来課）【再掲】

★令和3年度独自施策、第5章参照

市町村と連携し、家庭的な環境の中で愛着形成を図ることができる里親制度の普及を促進するとともに、質の高い養育を実現するため、里親研修の充実や、登録後のきめ細かな家庭訪問、休日夜間の相談支援体制の充実など、里親支援に取り組みます。

〈市町村等の体制強化〉

- 児童福祉司、児童心理司等の専門職の増員や各種研修実施等による専門性の向上等、児童相談所の体制強化を図ります。
- 市町村の体制強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行います。

▶児童相談所の体制強化（子ども未来課）

児童をめぐる複雑で多様化した問題に対応するため、児童相談所における専門職の増員を行うとともに、各種体系的な研修の実施により、専門性のある人材を養成し、個々人の能力を高め、組織の対応力の向上を図ります。

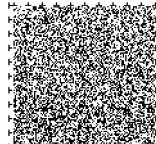
▶市町村の体制強化（子ども未来課）

児童とその家庭、妊産婦等に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点の設置を促進し、市町村の相談支援体制の充実を図ります。

また、各市町村単位に設置されている要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童相談所、学校、警察、医療機関や民生委員・児童委員など関係機関が連携し、子供への虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子供と家庭を見守り支える体制を構築します。

〈ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進〉

- 子育て全般に係る問合せに自動対応するチャットボットや児童扶養手当新規受給者の居宅訪問等により、ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズへの対応を図ります。



▶子育て支援情報検索システム（子ども未来課）★令和2年度独自施策、第5章参照

子供の貧困対策関連事業も含めた子育て全般の情報にかかるスマートフォンからの問合せに、自動会話プログラム「チャットボットシステム」により、24時間365日対応します。

▶ひとり親家庭訪問支援事業（子ども未来課）★令和2年度独自施策、第5章参照

児童扶養手当の新規受給者に対し、居宅等への訪問や児童扶養手当現況届期間中の出張相談により、ひとり親家庭の孤立防止及びひとり親家庭支援制度の周知徹底を図ります。

〈生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進〉

- 生活困窮者自立支援会議等を活用し、ひとり親を含めた生活困窮者の自立を促進します。

▶生活困窮者自立支援会議等による連携（福祉保健総務課、子ども未来課）

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援会議等において、「ひとり親家庭訪問支援事業」等により得たひとり親家庭の情報を共有するなど連携を推進し、ひとり親を含めた生活困窮者を適切な支援につなげます。

〈相談職員の資質向上〉

- 民生委員・児童委員、母子父子自立支援員、市町村職員等に対して必要な研修等を行い、相談者の状況に応じた適切な支援を推進します。

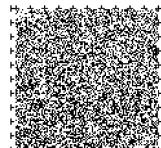
▶民生委員・児童委員指導事業（福祉保健総務課）

子供の声かけや子育てに関する相談などの見守り活動をはじめ、様々な支援やサービスを受けるために行政や専門機関とのつなぎ役を務めている民生委員・児童委員に対して活動支援や研修を実施し、地域福祉の推進に取り組みます。

▶母子家庭等就業・自立支援事業〈うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等〉

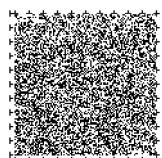
（子ども未来課）【再掲】

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員等の職員の資質向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターが、振興局や市町村職員に対し研修会を実施します。



▶母子・父子自立支援員の配置（子ども未来課）

ひとり親家庭が直面する課題に対応するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供、相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する指導・相談対応を行います。



3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	非正規社員の正社員化に取り組む企業支援事業	労働政策課
(2) ひとり親に対する就労支援	ひとり親家庭の親への就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）【再掲】 わかやまひとり親家庭アシスト（うち、見守り支援）【再掲】 母子家庭等就業・自立支援事業（うち、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金） ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付金【再掲】	子ども未来課
	ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	わかやまひとり親家庭アシスト（うち、日常生活支援）【再掲】	子ども未来課
	ひとり親家庭の親の学び直しの支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）【再掲】	子ども未来課
(3) 困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保	生活困窮者等への就労支援 労働相談の実施【再掲】 和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業 人材Uターン等就職支援事業 離転職者等職業訓練、施設外訓練 雇用支援就職促進事業	福祉保健総務課 労働政策課 労働政策課 労働政策課 労働政策課 労働政策課
	非正規雇用から正規雇用への転換	非正規社員の正社員化に取り組む企業支援事業【再掲】	労働政策課

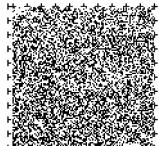
(1) 職業生活の安定と向上のための支援

〈所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現〉

- 非正規社員の正社員化に取り組む企業を支援し、職業生活の安定と向上を促進します。

▶非正規社員の正社員化に取り組む企業支援事業（労働政策課）

働く人の多様な働き方を尊重した上で、企業内で「正社員として働きたい」という意向を持つ非正規で働く人の中から、会社の成長のために必要とする人材を正社員に転換する企業を支援します。



(2) ひとり親に対する就労支援

〈ひとり親家庭の親への就労支援〉

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 自立に向けた相談体制の強化のために、ひとり親家庭見守り支援員を設置することにより、個々の実態に即した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。

▶母子家庭等就業・自立支援事業 〈うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等〉

(子ども未来課)【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭の親及び児童に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、主に下記の事業を実施しています。
 - ①就業支援事業・就業情報提供事業
 - …センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
 - ②就業支援講習会
 - …就業に有利な講座・研修会の開催

▶わかやまひとり親家庭アシスト 〈うち見守り支援〉(子ども未来課)【再掲】

見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための母子・父子自立支援プログラムを策定し、保護者の自立・就業を支援します。

▶母子家庭等就業・自立支援事業 〈うち、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金〉 (子ども未来課)

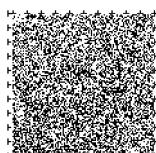
ひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい資格を取得するため看護師・保育士等の養成機関修学中において給付金を実施します。

(事業概要)

①高等職業訓練促進給付金

看護師・保育士等の資格取得のため養成機関修学中において、生活費相当額として月額 100,000 円(市町村民税非課税世帯)又は月額 70,500 円(市町村民課税世帯)を給付します。

②自立支援教育訓練給付金



厚生労働省が指定する講座を受講する場合に、受講費用の60%を給付します。

▶ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（子ども未来課）【再掲】

就業や自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親が、就業に結び付きやすい資格を取得するための資金や、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けます。

①訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金及び就職準備金を貸与します。また、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、かつ県内に居住し5年間その職に従事した場合は、返還を免除します。

〈貸付額〉

- ・養成学校への入学時 入学準備金 50万円
- ・養成学校を修了し資格を活かし、かつ、資格を取得した時 就職準備金 20万円

②住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸与します。また、1年以内に就職又は高い所得が見込まれる転職をし、就労を1年間継続した場合は、返還を免除します。

〈貸付額〉

- ・入居している家賃の実費 1ヶ月につき4万円以内（最大12ヶ月）

▶母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）【再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

〈資金の種類〉 ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、
 ⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、
 ⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金

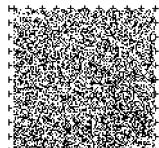
※④技能習得資金、⑤就業資金、⑥就職支度資金によって就労を支援します。

〈ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立〉

○ 子育てと就業の両立など、ひとり親世帯が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います。また、日常生活支援員の派遣等を行うことで、ひとり親世帯が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

▶わかやまひとり親家庭アシスト〈うち日常生活支援〉（子ども未来課）【再掲】

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、



日常生活支援員を派遣して生活援助や子育て支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を促進します。

〈ひとり親家庭の親の学び直しの支援〉

- ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のために講座を受講する費用の一部を給付します。

▶母子家庭等就業・自立支援事業 〈うち、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援〉(子ども未来課)【再掲】

ひとり親家庭の親及び子が自立や生活の安定を図るために、高卒認定試験の受験に必要な講座等を受講する費用の一部(受講修了時：受講費用の40%、高卒認定試験合格時：受講費用の20%、上限15万円)を給付します。

(3) 困窮世帯等への就労支援

〈就労機会の確保〉

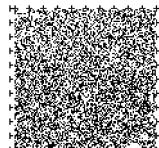
- 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による求職活動への支援、ハローワークと福祉事務所との連携による支援、求職活動中の家賃の給付などきめ細やかな支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。
- 合同企業説明会や就職が困難な方への巡回相談などを実施し、一人ひとりのニーズに対応した就職を支援します。

▶生活困窮者等への就労支援 (福祉保健総務課)

生活困窮者等の状況に応じ、ハローワークへの同行など就労支援員による支援や、就労に課題のある方に対しては社会福祉法人と連携し、ボランティア活動の場を提供し、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図る支援を実施します。

▶労働相談の実施 (労働政策課)【再掲】

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関との連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。



▶和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業（労働政策課）

結婚や出産により離職した女性等の再就職を支援するため、2月を就活強化月間とする県独自の「就活サイクル」を企業と協力して構築するとともに、再就職支援セミナーや個別相談を実施する再就職支援拠点「はたらコーデわかやま」を設置し、若年求職者の就職をサポートする「ジョブカフェわかやま」と一体的に運営することで、求職者へのワンストップサービスの強化を図ります。

▶人材リターン等就職支援事業（労働政策課）

求職者と県内企業が出会う合同企業説明会を県外や県内各地で行うことにより、県内企業の人材を確保するとともに新規学卒者や再就職希望者等の就職を支援します。

▶離転職者等職業訓練、施設外訓練（労働政策課）

求職中の障害者や母子家庭の母等を対象とする職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託し、就職に役立つ知識・技能の習得を行うことで、早期の就労を支援します。

▶雇用支援就職促進事業（労働政策課）

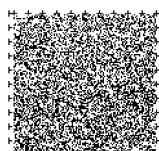
さまざまな理由により、就職することが困難な方々に対し、一人ひとりのニーズに対応した求人情報を提供し、就職を支援します。

〈非正規雇用から正規雇用への転換〉

- 非正規社員の正社員化に取り組む企業を支援し、職業生活の安定と向上を促進します。

▶非正規社員の正社員化に取り組む企業支援事業（労働政策課）【再掲】

働く人の多様な働き方を尊重した上で、企業内で「正社員として働きたいという意向を持つ非正規で働く人の中から、会社の成長のために必要とする人材を正社員に転換する」企業を支援します。



4 経済的支援

大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
児童手当・児童扶養手当制度等の着実な実施	児童扶養手当、特別児童扶養手当 児童手当	子ども未来課、障害福祉課 子ども未来課
養育費の確保の推進	養育費確保支援 ★令和4独自施策	子ども未来課
教育費負担の軽減	高等学校等就学支援金【再掲】 和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）【再掲】	（教）総務課、文化学術課 生涯学習課、文化学術課
	県立高等学校授業料減免【再掲】	（教）総務課
	私立高等学校等家計急変世帯授業料減額等補助事業【再掲】	文化学術課
	和歌山県修学奨励【再掲】	生涯学習課
	和歌山県大学生等進学支援【再掲】	生涯学習課
	私立専修学校授業料等減免事業費補助金	文化学術課
	生活保護制度（教育扶助）【再掲】	福祉保健総務課
	生活保護制度（生業扶助）【再掲】	福祉保健総務課
	3子以上世帯向けの経済的支援 ★令和4独自施策	子ども未来課、（教）総務課、生涯学習課
	紀州っ子いっぱいサポート【再掲】	子ども未来課
多子世帯の経済的負担軽減◎	在宅育児支援	子ども未来課
	ひとり親家庭医療費助成事業	子ども未来課
	乳幼児医療費助成事業【再掲】	健康推進課
医療費負担の軽減◎	小児慢性特定疾病医療費助成事業	健康推進課

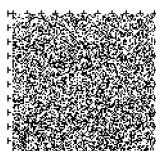
※表中◎は県で独自に設定した項目、★は前計画策定後に新たに実施・拡充した独自施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策（第5章参照）

〈児童手当・児童扶養手当制度等の着実な実施〉

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や、障害児を監護する親等に対して経済的支援を行います。
- 児童手当により、児童を養育している方に対して経済的支援を行います。

▶児童扶養手当、特別児童扶養手当（子ども未来課、障害福祉課）

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進を図るため、当該児童を監護している母又は監護し、生計を同じくする父等に対して児童扶養手当を支給します。また、障害のある児童の福祉の増進を図るために、監護している父又は母等に対して特別児童扶養手当を支給します。



▶児童手当（子ども未来課）

子育て世帯の生活の安定と、児童の健やかな成長のため、中学校卒業までの児童（15歳に達した後、最初の3月31日までの児童）を養育している方に児童手当を支給します。

〈養育費の確保の推進〉

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう支援体制を強化します。

▶養育費確保支援（子ども未来課）★令和4年度独自施策、第5章参照

離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、無料の弁護士相談や公正証書作成費用補助、公証役場や裁判所への同行など養育費確保に向けた支援を行うことにより、生活の安定を促進します。

〈教育費負担の軽減〉

- 子供が安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

▶高等学校等就学支援金（公立：（教）総務課、私立：文化学術課）【再掲】

県内の高等学校等に在学する生徒に対し、保護者等の所得が一定額未満である場合、授業料の負担を軽減します。

▶和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

（公立：生涯学習課、私立：文化学術課）【再掲】

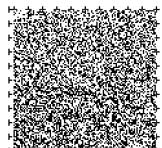
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給します。

▶県立高等学校授業料減免（（教）総務課）【再掲】

経済的理由により授業料の支払いが困難な世帯の生徒に対し、授業料の減額又は免除を行います。

▶私立高等学校等家計急変世帯授業料減額等補助事業（文化学術課）【再掲】

私立高等学校等に在学する生徒（保護者が和歌山県内に在住し、かつ経済的理由により就学が困難な者）の修学機会を確保するため、一定の条件を満たす場合、授業料減額補助を行います。



〈家計急変世帯授業料減額事業〉

保護者等が県内に在住し、生徒が和歌山県、大阪府及び奈良県の私立高等学校（全日制）、又は私立中等教育学校の後期課程に在学する世帯で、リストラ等により家計が急変し、一定の収入額未満となった場合、授業料減額の支援を行う制度。

▶和歌山県修学奨励（生涯学習課）【再掲】

経済的理由により修学が困難な者に対して、以下の奨学金等を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材を育成します。

- ・ 高等学校等での修学に要する経費の一部として奨学金（月額）を貸与。
- ・ 大学・短期大学・専修学校専門課程（修業年限2年以上）での修学に要する経費の一部として進学助成金（一時金）を貸与。

▶和歌山県大学生等進学支援（生涯学習課）【再掲】

進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、また、将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援するため、低所得世帯の学生に対して大学生等進学支援金を貸与します。

なお、大学等卒業後に県内居住かつ県内外就労により返還が免除されます。

▶私立専修学校授業料等減免事業費補助金（文化学術課）【再掲】

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、授業料等の減免の措置を講じます。

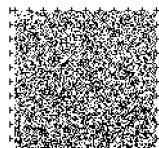
▶生活保護制度〈教育扶助〉（福祉保健総務課）【再掲】

義務教育期間の子供がいる世帯に給食費等の修学にかかる費用を支給します。

▶生活保護制度〈生業扶助〉（福祉保健総務課）【再掲】

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。



〈多子世帯の経済的負担軽減〉

- 多子世帯に対し、子育てに要する経済的負担を軽減します。

▶ 3 子以上世帯向けの経済的支援 (子ども未来課、(教) 総務課、生涯学習課)

★令和4年度独自施策、第5章参照

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、所得制限を設定している県独自事業において、3人以上の子供の数に応じて、所得制限の上限額を1人あたり50万円程度引き上げ、対象世帯を拡大します。

[関連事業]

- ・和歌山県修学奨励金（奨学金）
- ・和歌山県修学奨励金（進学助成金）
- ・和歌山県大学生等進学支援金
- ・和歌山県立高等学校特別地域生徒通学費等補助金
- ・和歌山県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与
- ・和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金

▶ 紀州っ子いっぱいサポート（子ども未来課）【再掲】

一定の所得制限のもと、第2子以降について、3歳未満の保育料の無償化、3歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。

▶ 在宅育児支援（子ども未来課）

公的支援を受けずに、第2子以降の0歳児を在宅で育てる世帯に、一定の所得制限のもと、支援金を支給します。

〈医療費負担の軽減〉

- 子育てや、ひとり親自身に要する医療費負担を軽減します。

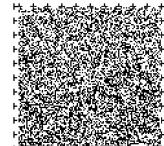
▶ ひとり親家庭医療費助成事業（子ども未来課）

ひとり親家庭等の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。

支給対象者…ひとり親家庭又はそれに準じたもの（原則、母子父子寡婦福祉法に規定する母子家庭・父子家庭の規則に準ずる）。

対象医療…ひとり親家庭等の保険医療費自己負担分

実施市町村…県内30市町村



▶乳幼児医療費助成事業（健康推進課）【再掲】

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。（所得制限あり）

支給対象者 … 就学前の乳幼児

給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分

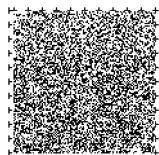
実施市町村 … 県下30市町村

▶小児慢性特定疾病医療費助成事業（健康推進課）

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、児童福祉法に基づき、医療費に要した費用を助成します。

支給対象者 : 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等

児童等給付内容：生計中心者の所得税額及び市町村民税額に応じて自己負担額を設定しており、生活保護世帯等は自己負担なし



第5章 子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策

1 県独自施策

県では第3章の子供の貧困に関する指標や第4章の具体的施策の実施状況を毎年確認するとともに、平成30年度に「和歌山県子供の生活実態調査」を実施するなど、絶えず県内の状況把握に努めてきました。

県内の状況を把握しながら総合的に対策を推進する中で、新規施策の実施や事業の拡充など、継続して改善を行ってきました。

貧困の連鎖を断ち切るため、前回の計画策定後に新たに実施・拡充した主な施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策は以下の通りです。

(1) 令和2年度（前回の計画策定後に新たに実施・拡充した主な施策）

▶子どもの居場所づくり推進【拡充：令和2年度】（生涯学習課）

子供への学習支援等の場を、全小学校区でカバーできる体制に整備

▶訪問型家庭教育支援【拡充：令和2年度】（生涯学習課）

地域の子育て経験者や保健師、民生・児童委員等による支援チームが子供のいる家庭を訪問し、家庭教育についての情報提供や相談対応を実施する取組を全県的に拡大

▶和歌山子供食堂支援【拡充：令和2年度】（子ども未来課）

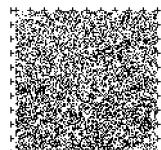
子供食堂の新規開設補助に加え、学習支援や多様な世代との交流等、子供食堂をさらなるコミュニケーション形成の場へ発展

▶ひとり親家庭訪問支援【新規：令和2年度】（子ども未来課）

ひとり親家庭の孤立防止及びひとり親家庭支援制度の周知徹底を図るため、児童扶養手当の新規受給者等に対し、居宅等への訪問や児童扶養手当現況届期間中の出張相談を実施

▶子育て支援情報検索システム【新規：令和2年度】（子ども未来課）

子供の貧困対策関連事業も含めた子育て全般の情報にかかるスマートフォンからの問合せに、自動会話プログラム「チャットボットシステム」により、24時間365日対応



(2) 令和3年度（前回の計画策定後に新たに実施・拡充した主な施策）

- ▶社会的養護体制整備・促進（里親委託推進）【拡充：令和3年度】（子ども未来課）
- ・市町村や関係団体と連携した新規里親開拓の促進
 - ・里親登録前の法定研修に県独自研修を追加したり、漫画を活用した分かりやすい研修教材を作成すること等により里親の資質向上を促進
 - ・委託前養育等支援事業により未委託里親の養育体験を推進するとともに、委託前養育期間における経済的負担を軽減

(3) 令和4年度（今回の改定にあたり新たに実施する施策）

- ▶和歌山子供食堂支援【拡充：令和4年度】（子ども未来課）

子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を促進

- ▶養育費確保支援【新規：令和4年度】（子ども未来課）

離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、これまでの無料の弁護士相談に加え、公正証書作成費用補助、公証役場や裁判所への同行など養育費確保に向けた支援を行うことにより、生活の安定を促進

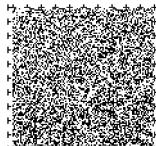
- ▶3子以上世帯向けの経済的支援【拡充：令和4年度】

（子ども未来課、（教）総務課、生涯学習課）

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、所得制限を設定している県独自事業において、3人以上の子供の数に応じて、所得制限の上限額を1人あたり50万円程度引き上げ、対象世帯を拡大

[関連事業]

- ・和歌山県修学奨励金（奨学金）
- ・和歌山県修学奨励金（進学助成金）
- ・和歌山県大学生等進学支援金
- ・和歌山県立高等学校特別地域生徒通学費等補助金
- ・和歌山県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与
- ・和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金



2 新型コロナウイルス感染症関連施策

新型コロナウイルス感染症は、令和2（2020）年1月に国内で最初の感染者が確認された後、感染の拡大と収束を繰り返し、その影響は長期化しています。新型コロナウイルス感染症の拡大は経済や社会に深刻な打撃を与え、離職等に伴う収入の減少や生活様式の変化など様々な影響が懸念されています。

そのような影響を最小限にとどめるため、国は臨時特別給付金の支給や雇用確保などの対策を行ってきました。さらに本県においては、独自施策により経済的困窮を防ぐための支援を行っており、その主な施策は以下の通りです。

なお、以下に示す施策以外にも、子供の貧困対策の推進に当たっては、当面、このような影響に留意しつつ取り組んでいくこととします。

（1）教育の支援

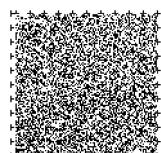
▶高校奨学金の貸与（生涯学習課）

新型コロナウイルスの影響により減収となり、当年度の世帯の収入見込み額が基準以内になる世帯についても高校奨学金の貸与対象とすることにより、経済的な理由により修学が困難な方を支援します。

（2）雇用対策

▶離職者の再就職支援（労働政策課）

新型コロナウイルス感染症の影響下で離職し正社員を目指す人を対象に、企業での研修（職場実習・座学研修）の機会を提供し、終了後、実習先企業での正社員としての安定雇用につなげます。



第6章 計画の推進と今後の取組

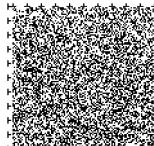
1 計画の推進体制

関係各課室で構成される庁内検討会を定期的に開催することで、庁内の連携体制をより強化し、総合的な計画の推進を図ることとします。

子供の貧困対策庁内検討会 体制

(9部局 24課室)		
部局	主管課	事業担当課等
知事室	広報課	
総務部	総務課	
企画部	企画総務課	文化学術課 人権政策課
環境生活部	環境生活総務課	青少年・男女共同参画課
福祉保健部	福祉保健総務課	福祉保健総務課 子ども未来課【事務局】 障害福祉課 健康推進課
商工観光労働部	商工観光労働総務課	労働政策課
農林水産部	農林水産総務課	果樹園芸課
県土整備部	県土整備総務課	建築住宅課
教育委員会事務局	総務課	総務課 生涯学習課 人権教育推進課 県立学校教育課 特別支援教室 義務教育課 教育支援課

情報共有部局等	会計局 県議会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監査委員事務局 警察本部 各振興局
---------	--



2 計画の進行管理

第4章の具体的施策について毎年事業の実施状況を確認するとともに、第3章の子供の貧困に関する指標について毎年県のホームページで公表し、県民の皆様への情報提供を行います。

また、計画期間終了時には事業の実施についての検証・評価を行うこととし、計画期間中も法や大綱の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

3 県内市町村との連携

施策の推進や実施にあたっては、地域住民とより密接に関わり合いのある市町村との連携が不可欠となります。県内市町村と緊密な情報共有を図り、全県的に取り組んでいくものとします。

4 関係団体等との連携

多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対してきめ細やかに対応できるよう、企業、NPO法人、民生委員・児童委員等関係機関との連携を図り、施策の周知強化を含め、効果的な施策実施に取り組みます。

5 今後の取組

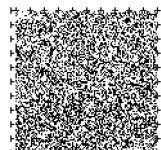
子供の貧困の背景が多様化・複雑化していることに加え、新型コロナウイルスによる経済・社会への影響が長期化しているため、子供や家庭、またそれらを取り巻く環境の変化等を正確に把握した上で対策を講じる必要があります。

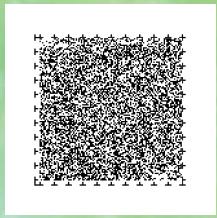
そのため、県内の子供がいる世帯の経済状況、生活状況、それらによる子供への影響、支援ニーズ等について調査・分析を実施するとともに、国や他自治体の調査研究成果等を注視し、必要に応じ計画や施策の見直しを行います。

法(抄)

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。





リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



地球環境に配慮して、この
冊子の本文は植物油インキ
を使用しています。